

高齢者保健福祉・介護保険制度を取りまく最近の動向について

1 要介護認定方法の見直しに伴う経過措置について

- 平成21年4月に、最新の介護の手問を反映させること、できるだけ調査員個々の判断や地域ごとのバラツキを是正することを目的として、要介護認定の見直しが行われた。
(主な見直し内容)
 - ・ 要介護認定に係る調査については、能力勘案や日常生活への支障を考慮せず実態のみを反映し、個別事情は特記事項に記載
 - ・ 調査員の捉え方によって評価が異なりやすい調査項目、主治医意見書によって代替可能な調査項目を除外
- 見直しに関して、利用者等から軽度化を危惧する不安の意見があったため、厚生労働省において有識者による検討会が設置され検証が行われることとなり、併せて更新申請で従前の要介護度と異なる判定が出た場合には従前の要介護度を希望できる経過措置が実施された。
- 3回にわたる検証・検討の結果、軽度に判定される傾向が若干認められたため、平成21年10月から要介護認定における調査項目(74項目中43項目)の定義の見直しを行い、経過措置を終了することとなった。
 - ・ 平成21年4・5月(経過措置適用前)と前年同月の2次判定結果比較
非該当：0.9%→2.4%、要支援1：14.3%→17.8%
(主な見直し内容)
 - ・ 実際に行ってもらった状況と介護者等から聞き取りした口頭の状態が異なる場合は、より頻回な状況で選択
 - ・ 実際に行われている介助の方法が不適切な場合は、適切な介助を選択
 - ・ 生活習慣等によって介助(行為)が発生していない場合は、類似の行為で評価
- 平成21年4月1日以降新規に認定申請を行った方のうち非該当又は本人の認識より軽度(重度)に判定されたと申し出た方について、再申請又は区分変更申請の勧奨を実施した。
- 平成22年1月15日に「第4回要介護認定見直しに係る検証・検討会」が開催、以下のとおり報告された。
 - ・ 要介護認定のバラツキについては、全体的に相当程度小さくなっている。
 - ・ 各要介護度別の分布については、平成21年4月からの見直しと比べると非該当者及び軽度者の割合は大幅に減少し、軽度者の一部については割合が大きくなったものの、全体的に過去3年に近い分布を示している。
 - ・ 平成21年4月から9月に新たに申請をし非該当となった方で、10月以降に再申請をされた方のうち92.6%は、要支援1から要介護5までの何れかの要介護度が判定された。
 - ・ また、平成21年4月から9月に新たに申請をし認定された方で、10月以降に区分変更申請をされた方のうち80.2%は、前回より重度に判定された。
- 以上により、要介護認定の見直しにかかる混乱は終息し、検証・検討会の目的は概ね達成されたとし、検証・検討会は終了することとなった。

- 本市における状況についても、概ね国と同様の傾向にある（別紙1参照）。
- なお、要介護認定見直しに係る検証・検討会においては「今後の要介護認定のあり方等については、介護保険制度全般の見直しに向けた議論の方向性を待って、公開の場で議論を進めていくことが適当である。」としている。

2 介護従事者の処遇改善・人材確保について

（1）これまでの動向

- 少子高齢化により福祉・介護サービスの需要が今後ますます伸びていく状況の中、介護職の人材確保については、介護サービスの質の維持・向上を図る観点から重要な課題となっている。
しかし、介護職の平均賃金が全業種平均を下回ることや、他の産業と比較して離職率が高いこと、介護福祉士の有資格者の多くが福祉・介護分野に従事しておらず、潜在的有資格者に留まっていること等、介護職を取り巻く現状は、様々な問題を抱えている。
- これまでの主な動き
 - ・平成20年5月21日 「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」の施行
 - ・10月30日 政府の新たな「生活対策」において、平成21年度以降の介護報酬改定等を発表（介護従事者の処遇改善と人材確保等のため）
 - ・平成21年4月1日～ 第4期介護保険事業計画期間における介護報酬の3%引上げ（介護保険制度発足以来初）
国において、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を財政措置（介護報酬を引上げに伴う第4期介護保険料の急激な上昇を抑制するため）
 - ・4月10日 『「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議』において「経済危機対策」の取りまとめ
 - ・5月29日 国の平成21年度補正予算において、介護職員処遇改善交付金等を措置
 - ・10月23日 政府の「緊急雇用対策」において、『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』等の実施を決定
 - ・12月15日 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を受けた平成21年度補正予算（第2号）（平成21年12月15日）で、「介護、医療、農林、環境・エネルギー等の重点分野における雇用の創造」として財政措置

（2）介護従事者処遇改善交付金について

- 平成21年度の介護報酬3%プラス改定に加え、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくため、平成21年10月から、介護職員1人当たり平均1.5万円を助成する介護職員処遇改善交付金が交付されている。
- 交付金の申請率については、平成21年10月9日現在の全国平均で約48%であったが、行政による申請勧奨の取組等の結果、12月末時点では全国平均で80%（京都府87%）となっている。〔別紙2-1参照〕

- 厚生労働省において、介護従事者処遇改善交付金も含め、介護保険制度に係る書類や事務手続きについて、これまで制度改革や報酬改定が重なったこともあって、書類作成や事務手続きが煩雑で、関係者の負担となっているとの指摘があることから、その見直しが行われることとなった。これに先立ち、平成22年2月3日から利用者、事業者、従事者、自治体等関係者等、広く関係者に対して、見直しの参考とするための意見募集が行われている。（平成22年3月31日締切）〔別紙2-2参照〕
- 平成22年度以降については、長期的に介護職員の確保・定着の推進を図るためには、能力、資格、経験等に応じた処遇がなされることが重要であることから、交付金の助成に当たって、現行の要件に加えてキャリアパスに関する要件等を追加し、本要件を満たさない場合は助成額を減額することとされている。制度の詳細については現在国において検討中である。〔別紙2-3参照〕
- 介護従事者の人材確保・処遇改善は今後とも引き続き取り組んでいく必要があり当該交付金制度が終了する平成24年度以降も処遇改善に取り組んでいく方針を厚生労働大臣が表明している。

（3）処遇改善状況等の調査について

- 国においては、平成21年度介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかの検証を行うため、平成21年10月に介護報酬改定影響検証事業（介護従事者処遇状況等調査）を実施した。
〔平成22年1月25日発表の調査結果（速報）は別紙2-4参照〕
- 介護報酬改定に加えて、介護職員処遇改善交付金の影響も踏まえた介護従事者の処遇改善状況を把握するため、国において、平成22年夏頃に介護事業経営概況調査及び介護従事者処遇状況等調査の実施が予定されている。〔別紙2-5参照〕

3 地域包括ケア推進会議について

- 急速な高齢化の進展の中、保健、医療、介護、福祉、住まい及び地域生活支援サービス等を包括的に提供して高齢者等を支援する「地域包括ケア」の普及推進を目的として、平成21年11月17日に「全国地域包括ケア推進会議」の初会合が行われた。
- 本推進会議については、山井厚生労働大臣政務官の下、保健、医療、福祉等に関連する53団体を構成員としているものであり、今後、厳しい経済情勢の中での良質な介護人材の確保、高齢者の日常生活における課題やニーズの把握、介護サービス提供体制の拡充等について議論されることとなっている。

4 全国の特別養護老人ホーム入所申込者の状況について

- 今後の介護サービス基盤整備の検討に関する基礎資料とするため、厚生労働省が全国の特別養護老人ホームの入所申込者の状況について実数調査を実施し、平成22年1月25日に都道府県ごとの入所申込者数の公表を行った。〔別紙2-6参照〕
- 要介護1以上の特別養護老人ホーム入所申込者について、全国では421,259人、京都府内では5,610人であるとの調査結果が明らかになったが、当該調査の実施に当たっては、各都道府県が独自の方法や基準で集計したために単純な各都道府県間の計数比較が困難であり、厚生労働省においては、今後、さらに詳細な状況を把握するための抽出調査を実施し、4月頃に公表を行う予定とされている。

5 都市型ケアハウス（仮称）の創設について

- 都市部において単身の低所得高齢者が増加していることを踏まえ、厚生労働省は平成22年3月に「軽費老人ホームの設備、運営に関する基準」省令を改正し、従来の軽費老人ホーム（ケアハウス）より居室面積を狭くする一方、利用料を低く抑える「都市型ケアハウス（仮称）」を平成22年度から創設することとした。
- 制度創設と合わせて、定員一人当たり150万円の施設整備補助を実施し、地価や人件費が高い首都圏や近畿圏、中部圏における低所得者向けの高齢者の居住確保を促進する狙いであり、設備に関する具体的基準については、定員20人以下、居室面積7.43㎡以上（従来型：定員20人以上、居室面積21.6㎡以上）とし、人員配置についても施設長には生活相談員との兼務を認めるなど、大幅な特例措置により利用料の低廉化が図られる見通しである。【別紙2－7参照】

要介護認定の見直しに係る検証・検討会（22年1月15日）に示された
要介護認定結果と本市との比較

1 1次判定結果（10・11月判定分）

	国（12／4）	本市	国との増△減
非該当	4.0%	1.8%	△ 2.2 p t.
要支援1	16.8%	16.6%	△ 0.2 p t.
要支援2	15.0%	20.3%	+ 5.3 p t.
要介護1	19.2%	16.5%	△ 2.7 p t.
要介護2	14.4%	15.7%	+ 1.3 p t.
要介護3	10.9%	11.1%	± 0.2 p t.
要介護4	11.2%	10.1%	△ 1.1 p t.
要介護5	8.6%	7.9%	△ 0.7 p t.

2 2次判定結果（10・11月判定分）

	国（12／4）	本市	国との増△減
非該当	1.1%	0.7%	△ 0.4 p t.
要支援1	16.1%	15.8%	△ 0.3 p t.
要支援2	15.6%	19.3%	+ 3.7 p t.
要介護1	19.3%	17.1%	△ 2.2 p t.
要介護2	15.9%	16.7%	+ 0.8 p t.
要介護3	11.8%	11.7%	△ 0.1 p t.
要介護4	10.7%	10.1%	△ 0.6 p t.
要介護5	9.6%	8.6%	△ 1.0 p t.

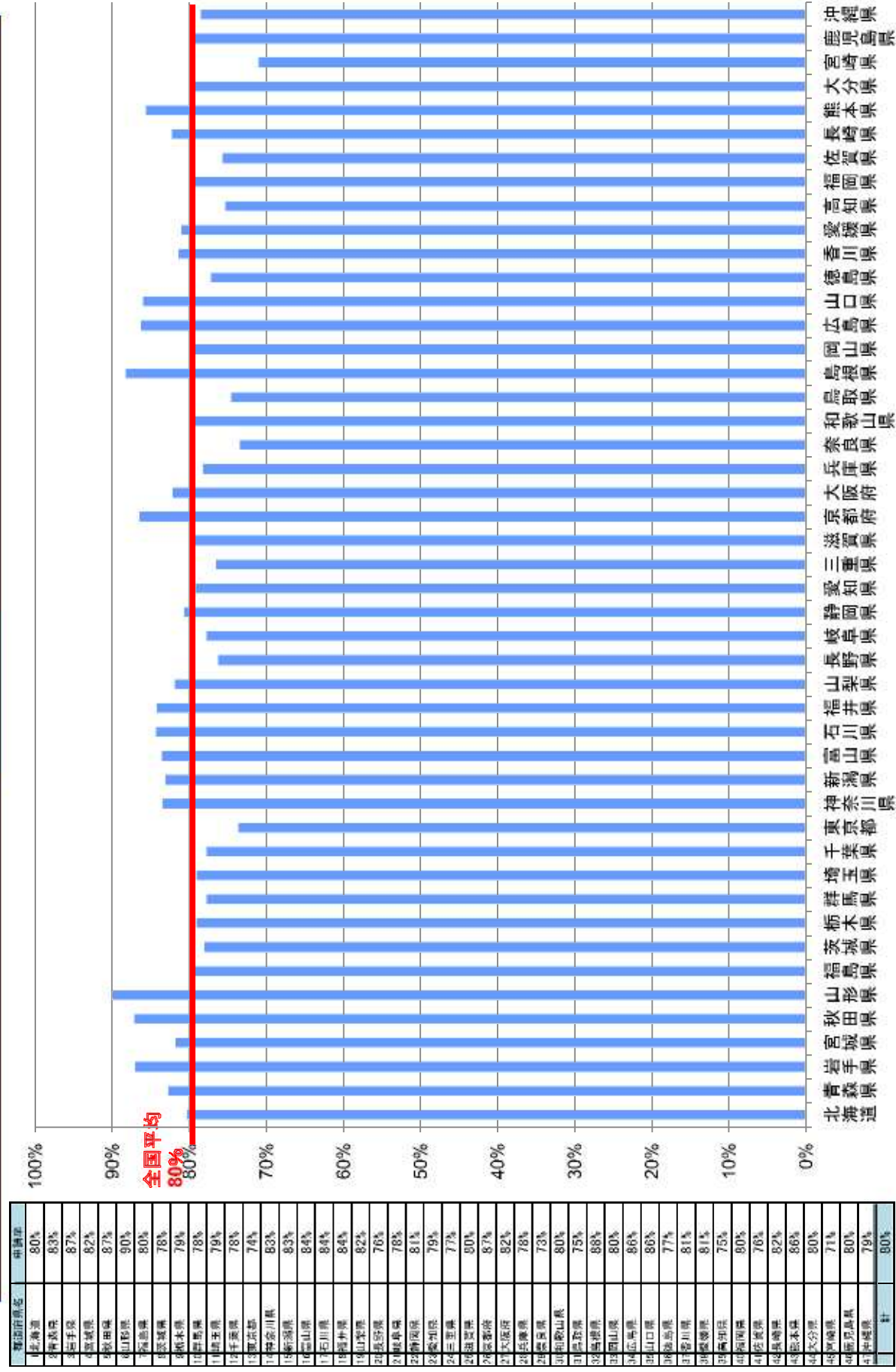
3 非該当で再申請された方の要介護認定結果

	国 (12/4)	本市 (35人)	国との増△減
非 該 当	7.4%	5.7%	△ 1.7 p t.
要支援1	48.8%	40.0%	△ 8.8 p t.
要支援2	18.9%	17.1%	△ 1.8 p t.
要介護1	15.5%	28.6%	+13.1 p t.
要介護2	4.7%	8.6%	+ 3.9 p t.
要介護3	1.7%	0.0%	△ 1.7 p t.
要介護4	1.7%	0.0%	△ 1.7 p t.
要介護5	0.0%	0.0%	± 0.0 p t.
非該当以外	92.6%	94.3%	△ 1.7 p t.

4 区分変更申請された方の前回判定との比較

	国 (12/4)	本市 (109人)	国との増△減
軽度になった	2.7%	0.0%	△ 2.7 p t.
変わらない	17.1%	5.5%	△11.6 p t.
重度になった	80.2%	94.5%	+14.3 p t.

介護職員処遇改善交付金の申請率について（H21.12月末現在）



平成22年2月3日

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

厚生労働省老健局振興課

介護保険制度に係る書類・事務手続の見直しに関するご意見の募集について

介護保険制度の円滑な推進については、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険制度に係る書類・事務手続について、これまで制度改正や報酬改定が重なったこともあり、書類作成や事務手続が煩雑で、関係者の負担となっているとの指摘があることから、その見直しを行うことしました。

つきましては、これに先立ち、厚生労働省ホームページの意見募集のページ（URL：<http://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/index.html>）に別添を掲載し、広く利用者、事業者、従事者、自治体等関係者の皆様のご意見を募集することといたしましたので、お知らせします。

幅広いご意見をいただきたいと考えておりますので、ご協力方お願いいたします。

なお、各都道府県及び各保険者の皆様に対しましては、後日、保険者事務等について、簡素合理化の視点からご意見を伺うことも予定しておりますので、申し添えます。

担当：老健局振興課法令係
電話（代表）03(5253)1111
内線 3937
（直通）03(3595)2889

介護保険制度に係る書類・事務手続の見直しに関するご意見の募集について

平成22年2月3日
厚生労働省老健局

この度、厚生労働省では、介護保険制度に係る書類・事務手続について、これまで制度改正や報酬改定が重なったこともあり、書類作成や事務手続が煩雑で、関係者の負担となっているとの意見があることから、その見直しを行うこととしました。

ついては、これに先立ち、下記のとおり広く利用者、事業者、従事者、自治体等関係者の皆様のご意見を募集します。皆様からいただいたご意見については、今回の見直しにおける参考とさせていただきます。

なお、ご提出いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 募集期間

平成22年2月3日（水）～3月31日（水）（郵送の場合は同日必着）

2. 提出方法

○ 電子メールの場合

- ・ 送付先：p-work@mhlw.go.jp
- ・ メールの題名は「書類・事務手続の見直し」として下さい。
- ・ ご意見につきましては、必ず以下に示す様式に記入の上、ファイルを電子メールに添付して提出していただきますようお願いいたします。

○ 郵送の場合

- ・ 送付先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省老健局振興課あて
- ・ 封筒の表には、朱書きで「書類・事務手続の見直し」とお書きください。
- ・ 郵送による場合も、ご意見につきましては必ず以下に示す様式に記入の上、提出していただきますようお願いいたします。

○ FAXの場合

- ・ 送付先：03-3503-7894 厚生労働省老健局振興課あて
- ・ 題名等は「書類・事務手続の見直し」としてください。
- ・ FAXによる場合も、ご意見につきましては必ず以下に示す様式に記入の上、提出していただきますようお願いいたします。

3. 様式

- エクセルファイル：こちらをクリック
- PDFファイル：こちらをクリック

別紙

4. 留意事項

ご提出いただくご意見については、日本語に限ります。

また、個人の方は氏名・住所・職業を、法人等の場合はその名称及び所在地を、それぞれ記載してください。ご提出いただきましたご意見については、氏名（法人名等）・住所（所在地）・電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。

ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただく場合もあります。

提出者氏名（法人名等）

住所（所在地）

職業

電話番号

メールアドレス

①事項	②具体的な見直し案	③理由	④備考・自由記載欄
（記載例） ・指定居宅サービス事業所の指定	（記載例） ・○○の欄に届け出る書類の様式△の削除	（記載例） ・様式□にも同趣旨のことが記載可能なため、 unnecessaryな事務作業が発生している。 ・よって、様式△と様式□を統合可能と思われるため。	

（記載要領）

○事項が多い場合は適宜記入欄を追加してください。

平成22年度以降の介護職員処遇改善交付金事業スケジュール（案）について

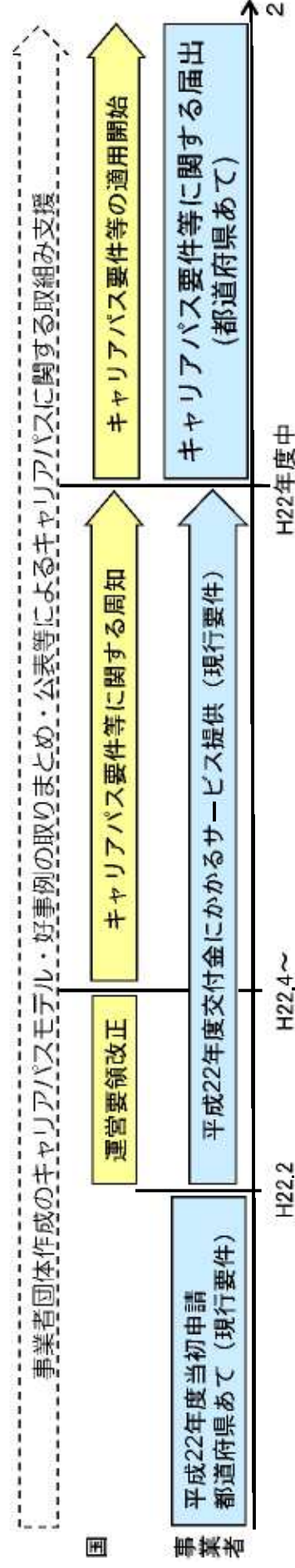
① キャリアパス要件等の設定について

- 平成22年度以降の介護職員処遇改善交付金の助成にあたっては、現行要件に加えてキャリアパスに関する要件等を追加し、本要件を満たさない場合、助成額を減額することを予定。
- 本要件の取扱いについては、平成21年度中に定め、運営要領の改正を行う予定。

② 今後の事務手続きについて

- 平成22年度当初の申請手続きについては、暫定的に現行要領のまま行う。
※ キャリアパス要件等の設定については、平成22年2月サービス分からは適用しない。
- キャリアパス要件等の適用時期については、労使交渉（一般的には4月以降）の時期等も踏まえ、現場の混乱のないよう周知期間等を設けることを予定。
- 平成22年度の申請手続後、キャリアパス要件等に関する届出が必要となるが、手続きについては、可能な限り簡素化を図る等、一定の配慮を行う予定。
- 昨年12月開催の「介護職員のキャリアパスに関する懇談会」では、キャリアパスに対する取り組みは重要との認識がある一方、事業所規模に応じた一定の配慮が必要等の指摘もあり、要件設定の際に参考にとしている。
※ 本懇談会の資料・議事録は厚生労働省ホームページに掲載。

（参考）今後の介護職員処遇改善交付金事業スケジュール（案）のイメージ図



平成21年度介護従事者処遇状況等調査の結果(速報)

本結果(速報)は、平成21年12月末までに確定した調査票を集計したものであるため、最終的な結果については数値が変動する。

1 調査の概要・集計方法について

○調査概要

目的：平成21年度介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかの検証を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

調査の基本方針：

- (1) 介護従事者の報酬改定前後における給与等の実態把握
- (2) 給与等以外における介護従事者の処遇改善策の実態把握
- (3) 施設・事業所における加算の取得状況の把握

調査日：平成21年10月1日

調査対象：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所に当該調査日に調査日に当該施設・事業所に在籍した介護従事者

調査項目：

- (1) 施設・事業所票
給与等の引き上げ状況、介護従事者の処遇状況、収支の状況、加算の取得状況、利用者数、職員数 等
- (2) 従事者票
性別、年齢、勤続年数、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、兼務の状況、基本給額、一時金額 等

抽出率：調査対象サービスごとに、1/4～1/20で設定

○集計方法

調査結果の集計にあたっては、ウエイトバック（施設・事業所種類別、地域区分別、施設・事業所規模別の全国の施設・事業所数と回収した調査票により出現数を割り戻す方法）により全国推計値を算出している。

2 速報における集計対象施設・事業所数について

	施設・ 事業所数	調査 対象数	集計対象施設・ 事業所数	調査対象に 占める集計 対象割合 (%)
合計	91,067	7,141	5,034	70.5
介護老人福祉施設	5,892	1,471	1,185	80.6
介護老人保健施設	3,435	858	634	73.9
介護療養型医療施設	2,608	621	382	61.5
訪問介護事業所	21,069	985	580	58.9
通所介護事業所	20,997	1,025	719	70.1
認知症対応型共同生活介護事業所	8,818	878	590	67.2
居宅介護支援事業所	28,248	1,303	944	72.4

(注)平成21年12月末までに確定した調査票について集計

3 結果の概要について

1. 平成21年4月から9月の間での給与等の引き上げの状況は、「定期昇給を実施」が43.7%、「介護報酬改定を踏まえて引き上げた」が23.4%、「介護報酬改定に関わらず引き上げた」が21.0%、となっている。（P. 4「施設・事業所の給与等の引き上げ状況について」参照）
2. 平成20年及び平成21年ともに施設・事業所に在籍している介護従事者の平均給与額は、平成20年「222,308円」、平成21年「231,366円」で、「9,058円増額」している。（P. 5「介護従事者の平均給与額について」参照）
3. 平成20年及び平成21年ともに施設・事業所に在籍している介護従事者の平均給与の増加額は、職種別により「8,102円」から「12,291円」となっている。（P. 6「介護従事者の職種別平均給与額について」参照）
（注）2及び3について、介護報酬改定前後における介護従事者の給与額の増減を把握することを目的としているため、平成20年及び平成21年ともに在籍している者を対象として比較したものである。
4. 給与等以外の処遇改善の状況みると以下のようにになっている。
 - ・「1. 職員の増員による業務負担の軽減」 32.6%
 - ・「3. 能力や仕事ぶりの評価と配置・処遇への反映」 33.8%
 - ・「4. 昇給または昇進・昇格要件の明確化」 33.8%
 - ・「6. 賃金体系等の人事制度の整備」 33.5%
 - ・「13. 腰痛対策、メンタルケア等を含めた健康管理の充実」 30.9%（P. 7「給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について」参照）
（注）割合は「従来より実施しており、今回さらに充実」、「従来、実施していないが、今回新たに実施」及び「今後実施予定」の合計

4 施設・事業所の給与等の引き上げ状況について(複数回答)

	定期昇給 を実施	介護報酬 改定を踏 まえて 引き上げ	介護報酬 改定に関 わらず 引き上げ	給与等の 引き上げを 行わなかつ たが、1年 以内に引 き上げ予 定	給与等の 引き上げを 行っており ず、今後も 引き上げ 予定無し	その他
合計	43.7%	23.4%	21.0%	15.2%	13.1%	7.4%
介護老人福祉施設	71.6%	43.1%	21.1%	12.5%	2.9%	5.0%
介護老人保健施設	64.9%	37.0%	26.6%	9.7%	3.3%	5.0%
介護療養型医療施設	53.4%	14.7%	25.4%	9.9%	11.0%	5.9%
訪問介護事業所	32.9%	30.4%	19.3%	17.4%	13.9%	6.8%
通所介護事業所	46.1%	20.1%	26.1%	19.3%	8.4%	5.4%
認知症対応型共同生活介護事業所	41.0%	26.1%	26.8%	16.5%	7.1%	10.1%
居宅介護支援事業所	41.6%	14.9%	15.7%	11.7%	21.3%	9.5%

5 介護従事者の平均給与額について (平成20年及び平成21年ともに在籍している者を集計)

	介護従事者の平均給与額(注2)			介護従事者数 (回収数)
	平成21年9月	平成20年9月	差引 (平成21年－ 平成20年)	
全体	231,366円	222,308円	9,058円	42,311人
介護老人福祉施設	281,800円	269,748円	12,052円	15,069人
介護老人保健施設	296,043円	284,414円	11,629円	8,812人
介護療養型医療施設	304,505円	298,369円	6,136円	5,282人
訪問介護事業所	139,473円	133,605円	5,868円	3,176人
通所介護事業所	197,331円	188,784円	8,547円	4,116人
認知症対応型共同生活介護事業所	207,057円	197,870円	9,187円	4,251人
居宅介護支援事業所	306,616円	296,877円	9,739円	1,605人

(注1)介護報酬改定前後における介護従事者の給与額の増減を把握することを目的としているため、平成20年及び平成21年ともに在籍している者を対象として比較している

(注2)介護従事者の給与は、以下により算出

月給の者:月給+手当+一時金(4～9月支給金額の1/6)

日給の者:日給×実労働日数+手当+一時金(4～9月支給金額の1/6)

時給の者:時給×実労働時間+手当+一時金(4～9月支給金額の1/6)

6 介護従事者の職種別平均給与額について (平成20年及び平成21年ともに在籍している者を集計)

	職種別平均給与額(注2)			介護従事者数 (回収数) (注3)
	平成21年9月	平成20年9月	差引 (平成21年－ 平成20年)	
看護職員	306,511円	298,118円	8,393円	6,865人
介護職員(訪問介護員を含む)	199,854円	190,935円	8,919円	25,270人
生活相談員・支援相談員	296,349円	284,058円	12,291円	3,246人
PT、OT、ST又は機能訓練指導員	273,715円	265,613円	8,102円	2,518人
介護支援専門員	315,006円	305,154円	9,852円	3,873人

(注1)介護報酬改定前後における介護従事者の給与額の増減を把握することを目的としているため、平成20年及び平成21年ともに在籍している者を対象として比較している

(注2)介護従事者の給与は、以下により算出

月給の者: 月給＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

日給の者: 日給×実労働日数＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

時給の者: 時給×実労働時間＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

(注3)職種が不明な者を含むため、職種別の職員数の合計と5頁の介護従事者数の全体は一致しない。

7 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について

(処遇全般)

※ 3頁に記載した事項を太枠で囲んでいる

	従来より実施し ており、 今回さらに充実	従来、実施して いないが、 今回新たに実施	従来及び今回実 施していないが、 今後実施予定	従来より実施、 今回内容を 変更なし	従来及び今回 実施しておらず、 今後も予定なし	合計 (無回答を 含む)
1. 職員の増員による業務負担の軽減	11.8%	6.1%	14.7%	37.7%	26.4%	100%
2. 夜勤の見直しや有給休暇取得促進等の労働 条件の改善	6.6%	3.6%	14.0%	50.1%	21.7%	100%
3. 能力や仕事ぶりの評価と配置・処遇への反映	9.2%	2.7%	21.9%	46.8%	16.1%	100%
4. 昇給または昇進・昇格要件の明確化	5.3%	3.4%	25.1%	43.5%	18.9%	100%
5. 非正規職員から正規職員の転換機会の確保	7.1%	2.4%	13.9%	48.5%	24.2%	100%
6. 賃金体系等の人事制度の整備	7.2%	3.1%	23.2%	43.6%	18.8%	100%

(教育・研修)

7. 資格取得や能力向上に向けた教育研修機会 の充実や対象者の拡大	16.8%	2.4%	10.5%	62.6%	5.1%	100%
8. 資格取得や外部の研修参加に係る費用等の 負担(一部を含む)	10.6%	2.5%	8.2%	67.8%	8.0%	100%
9. 部下指導を管理職等の役割としての明確化	6.7%	2.4%	15.4%	59.1%	12.6%	100%
10. 新人職員の指導担当・アドバイザーの設置	5.6%	2.3%	16.8%	46.6%	24.7%	100%

(職場環境)

11. 定期的なミーティング等による仕事上のコミュ ニケーションの充実	15.7%	2.0%	4.1%	73.2%	2.6%	100%
12. 仕事内容や労働条件に関する個別面談機会 の確保	7.4%	3.7%	17.5%	56.1%	12.1%	100%
13. 腰痛対策、メンタルケア等を含めた健康管理 の充実	6.9%	2.9%	21.1%	54.2%	11.6%	100%
14. 出産・子育て・家族等の介護を行う職員への 支援の強化	6.0%	1.6%	13.6%	61.0%	14.1%	100%
15. 事故やトラブルへの対応体制の整備	8.1%	1.3%	7.3%	77.1%	3.1%	100%

※ 合計には無回答を含むため、各項目の合計は100%と一致しない

8 要因の分析について(案)

本調査の基本方針を踏まえ、以下のとおり要因分析を行ってはどうか。

1 介護従事者の報酬改定前後における給与等の実態分析

(分析例)

- ・地域区分、規模(利用者数・職員数)、収支、開設年次など施設・事業所の属性による給与等について
- ・性別、勤続年数、勤務・雇用形態など従事者の属性による給与等について
- ・給与等以外における処遇改善策との関係について
- ・加算の取得状況との関係について

2 給与等以外における介護従事者の処遇改善策の実態分析

(分析例)

- ・地域区分、規模(利用者数・職員数)、収支、開設年次など施設・事業所の属性による給与等以外における処遇改善策について
- ・加算の取得状況との関係について

3 施設・事業所における加算の取得状況の分析

(分析例)

- ・地域区分、規模(利用者数・職員数)、収支、開設年次など施設・事業所の属性による加算の取得状況について

介護事業経営概況調査及び介護従事者処遇状況等調査
の実施の概要（案）について

別紙2 -5

1. 調査の目的

平成21年度介護報酬改定及び介護職員処遇改善交付金の影響が介護従事者の処遇改善の状況を把握するとともに介護保険施設・事業所の経営状況を把握することにより、次期介護報酬改定の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査時期

平成22年 夏頃実施予定

3. 調査票の種類

(1) 介護従事者処遇状況等調査

- 1) 介護老人福祉施設票
- 2) 介護老人保健施設票
- 3) 介護療養型医療施設票
- 4) 訪問介護事業所票
- 5) 通所介護事業所票
- 6) 認知症対応型共同生活介護事業所票
- 7) 居宅介護支援事業所票

(2) 介護事業経営概況調査（従前の調査票との関係は別紙参照）

- 1) 社会福祉法人会計基準・
指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針票
- 2) 介護老人保健施設会計・経理準則票
- 3) 病院会計準則票
- 4) 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・
経理準則票

※ 調査票は、施設種別、法人種別に調査票を送付

4. 調査対象及び抽出率

- (1) 抽出方法：層化無作為抽出法により抽出
- (2) 抽出率：別表の通り

5. 調査項目

(1) 介護従事者処遇状況等調査

1) 施設・事業所票

- ・ 給与等の引き上げ状況、介護従事者の処遇状況、加算の取得状況、利用者数 等

2) 従事者票

- ・ 性別、年齢、勤続年数、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、兼務の状況、基本給額、一時金額 等

(2) 介護事業経営概況調査

1) 収入の状況、支出の状況、資産・負債の状況、職員人件費の状況 等

特別養護老人ホームへの入所申込状況調べ (都道府県別)

都道府県名	入所申込者数	都道府県名	入所申込者数
北海道	22,420	滋賀県	8,051
青森県	5,700	京都府	5,610
岩手県	5,539	大阪府	10,379
宮城県	10,067	兵庫県	25,100
秋田県	2,727	奈良県	4,820
山形県	6,844	和歌山県	2,468
福島県	10,402	鳥取県	2,320
茨城県	4,807	島根県	5,941
栃木県	5,167	岡山県	6,770
群馬県	8,225	広島県	19,680
埼玉県	14,067	山口県	7,898
千葉県	16,646	徳島県	1,462
東京都	43,746	香川県	3,835
神奈川県	22,865	愛媛県	3,953
新潟県	18,044	高知県	2,574
富山県	1,489	福岡県	17,166
石川県	1,611	佐賀県	1,317
福井県	3,191	長崎県	3,936
山梨県	5,564	熊本県	10,277
長野県	4,793	大分県	3,945
岐阜県	13,053	宮崎県	3,150
静岡県	10,310	鹿児島県	6,639
愛知県	9,203	沖縄県	3,026
三重県	14,462	合 計	421,259

※ 次の府県については、各々の調査方法や基準により集計し、公表した数値を記載（調査方法等については、別紙のとおり）
 秋田県、富山県、石川県、長野県、愛知県、京都府、大阪府、和歌山県、岡山県、愛媛県、高知県、佐賀県、宮崎県、沖縄県

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正について

1 趣旨

社会福祉施設については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条により施設の最低基準を定めることとされており、軽費老人ホームの最低基準については「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成20年厚生労働省令第107号）により規定されている。

今般、都市部における低所得高齢者対策として、「都市型軽費老人ホーム」の最低基準を創設することに伴い、当該省令を改正するものである。

2 基本的な方向性

「都市型軽費老人ホーム」における設備及び運営に関する基準は、現行の軽費老人ホームに関する基準内容の緩和等により規定する。

基準の内容については「3 基準の一部改正の概要」のとおり。

3 基準の一部改正の概要

（1）基本方針等

- ① 都市型軽費老人ホームとは、都市部（原則として既成市街地等※とする）を対象とした小規模（定員20人以下とし、必要最小限の設備を備えるもの）な軽費老人ホームを指す。
- ② 都市型軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。
- ③ 都市型軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。
- ④ 都市型軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村（特別区を含む。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（2）都市型軽費老人ホームの入所定員

都市型軽費老人ホームの入所定員は20人以下とする。

（3）設備関係

- ① 都市型軽費老人ホームは次に掲げる設備を設けなければならないこととする。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該都市型軽費老人ホームの入所者に対するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- ・ 居室
 - ・ 食堂
 - ・ 浴室
 - ・ 洗面所
 - ・ 便所
 - ・ 調理室
 - ・ 面談室
 - ・ 洗濯室又は洗濯場
 - ・ 宿直室
 - ・ 上記のほか、事務室その他運営上必要な設備
- ② 居室に関する基準は次のとおりとする。
- ・ 一の居室の定員は、原則として1人とする。
 - ・ 地階に設けてはならない。
 - ・ 一の居室の床面積は、収納設備を除き7.43㎡以上とすること。
 - ・ 緊急のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- ③ その他の主な基準は次のとおり。
- ・ 浴室は、老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
 - ・ 調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。なお、食事の提供を委託等により実施する場合で、調理室を必要としない場合は設けないことができる。
 - ・ 施設内に一斉に放送できる設備を有すること。
 - ・ 入所者が自炊する場合は、食堂等の共用部分に調理設備を設けるとし、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(4) 人員関係

- ① 職員配置の基準は次のとおり。
- ・ 施設長 1
 - ・ 生活相談員 1以上
 - ・ 介護職員 常勤換算方法で、1以上
 - ・ 事務員 1以上
 - ・ 栄養士 1以上
 - ・ 調理員その他の職員 当該都市型軽費老人ホームの実情に応じた適當数
- ② 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- ③ 生活相談員は、常勤の者でなければならない。また、入所者の処遇に支障がない場合は、当該都市型軽費老人ホームの他の職務に従事することができる。
- ④ 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う都市型軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、生活相談員を置かないことができ

る。

- ⑤ 事務員は、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、置かないことができる。
- ⑥ 栄養士は、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、置かないことができる。
- ⑦ 調理員は、食事の提供を委託等により実施する場合又は全ての入所者が自炊する場合は、置かないことができる。
- ⑧ 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

（５）運営関係

食事等

- ・ 都市型軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。
- ・ 都市型軽費老人ホームは、食事の提供に際し入所者が自炊を行う場合は、入所者が自炊を行うために必要な支援を行わなければならない。なお、この場合において、一時的な疾病等により入所者の日常生活に支障がある場合には、入所者に対し、介助、給食サービス等日常生活上の世話をを行うよう努めなければならない。

（６）準用

（１）から（５）までに掲げる基準のほか、以下に掲げる基準については、「都市型軽費老人ホーム」について準用する。

【対象条項】

「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」第3条から第9条まで、第12条第17条まで及び第19条から第33条まで

4 施行日

平成22年4月1日（予定）

※ 既成市街地等について

既成市街地等とは、租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 7 条第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する首都圏、近畿圏、中部圏にある一定の区域をいい、次表に掲げる区域のことである。

区 域	都道府県	既成市街地等
首都圏 ※ 首都圏整備法（昭和 3 1 年法律第 8 3 号）第 2 条第 3 項に規定する既成市街地	東京都	23 区、武蔵野市の全域 三鷹市の特定の区域
	神奈川県	横浜市・川崎市の特定の区域
	埼玉県	川口市の特定の区域
近畿圏 ※ 近畿圏整備法（昭和 3 8 年法律第 1 2 9 号）第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域	大阪府	大阪市の全域 守口市、東大阪市、堺市の特定の区域
	京都府	京都市の特定の区域
	兵庫県	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域
中部圏 ※ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和 4 1 年政令第 3 1 8 号）別表に掲げる地域	愛知県	名古屋市の特定の区域

（参照条文）

租税特別措置法第 3 7 条、租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号）第 2 5 条、租税特別措置法施行規則（昭和 3 2 年大蔵省令第 1 5 号）第 1 8 条の 5、首都圏整備法第 2 条、首都圏整備法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 3 号）別表、近畿圏整備法第 2 条、近畿圏整備法施行令（昭和 4 0 年政令第 1 5 9 号）第 1 条、近畿圏整備法施行令別表、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表

平成 20 年度 居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人に係る
居宅サービス等を利用した被保険者数について（報告）

- 要介護認定の新規申請における調査については、原則市町村職員が行うこととなっているが、必要に応じて市町村は都道府県知事が指定する法人（以下「指定市町村事務受託法人」という。）に委託することができるとなっている。
- 本市においては、現在指定市町村事務受託法人として 4 法人にお願いしているが、そのうち居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人については、公正な調査の実施という観点から、年度ごとに、市町村に対して、調査を実施した被保険者のうち、当該指定市町村事務受託法人が提供する居宅サービス等を利用した被保険者の数を介護保険法施行規則に基づいて報告しなければならないこととなっている。
- また市町村は、当該指定市町村事務受託法人から報告を受けた要介護認定調査対象者の数、居宅サービス等利用者の数を公表することとなっている（ホームページで公開）。
- 本市において、居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人は社会福祉法人京都福祉サービス協会 1 団体のみであり、以下のとおり報告を受けている。

事業所名	要介護認定調査 対象者数（人）	居宅サービス等 利用者数（人）	割合
高野事務所	680	71	10.4%
小川事務所	209	16	7.7%
太秦事務所	306	19	6.2%
本能事務所	272	39	14.3%
西七条事務所	432	27	6.3%
塔南の園事務所	475	55	11.6%
柳辻事務所	411	38	9.2%
伏見事務所	273	8	2.9%
紫野	13	0	0.0%
本能	0	0	0.0%
修徳	3	0	0.0%
西七条	25	0	0.0%
塔南の園	7	0	0.0%
西院	17	0	0.0%
久我の杜	36	0	0.0%
合計	3159	273	8.6%

京都市地域介護予防推進センターの運営法人の選定結果について

平成21年11月から伏見区役所（本所）管内に新設する「伏見地域介護予防推進センター」の業務委託事業者を募集したところ、4件の応募があった。これら全てが応募資格を満たすことから、委託法人候補の選定対象として審査し、高齢者保健福祉計画ワーキンググループからの御意見を踏まえ、下記のとおり決定したので報告する。

1 委託先法人

【委託先法人】 社団法人京都府柔道整復師会

【代 表 者】 会長 大西 辰博

【所 在 地】 京都市東山区大和大路五条下ル東入芳野町 79 番地の 2

【開 設】 平成 21 年 11 月～

【開 設 場 所】 京都市伏見区向島二の丸町 68－96 アビロード伏見 1 階

電話（FAX兼用）：612－8156

2 応募法人の評価点（100点満点中）

法人名	評価点
社団法人京都府柔道整復師会	90点
A法人	84点
B法人	83点
C法人	78点

介護サービスの利用状況について

1 要介護認定の状況（平成21年12月末）

（1）被保険者数及び要介護認定者数の推移	1
（2）新規申請者数の推移	2
（3）要介護度別・要介護認定者数の推移	3
（4）行政区別・要介護認定者数等	4
（5）年齢別・要介護認定者の出現率	6
（6）要介護度ごとの年齢構成	6

2 介護サービスの利用状況（平成21年10月）

（1）介護サービスの利用者数の推移	7
（2）利用者の内訳	8
（3）介護サービスの利用回数の推移	12
（4）利用限度額に対する利用割合	21
（5）各居宅サービスの利用率	22
（6）各居宅サービスの平均利用回数	23
（7）サービスの併用関係	23

3 給付費

（1）給付費の推移	24
（2）給付実績と計画との比較	24
（3）各サービスの給付実績	25

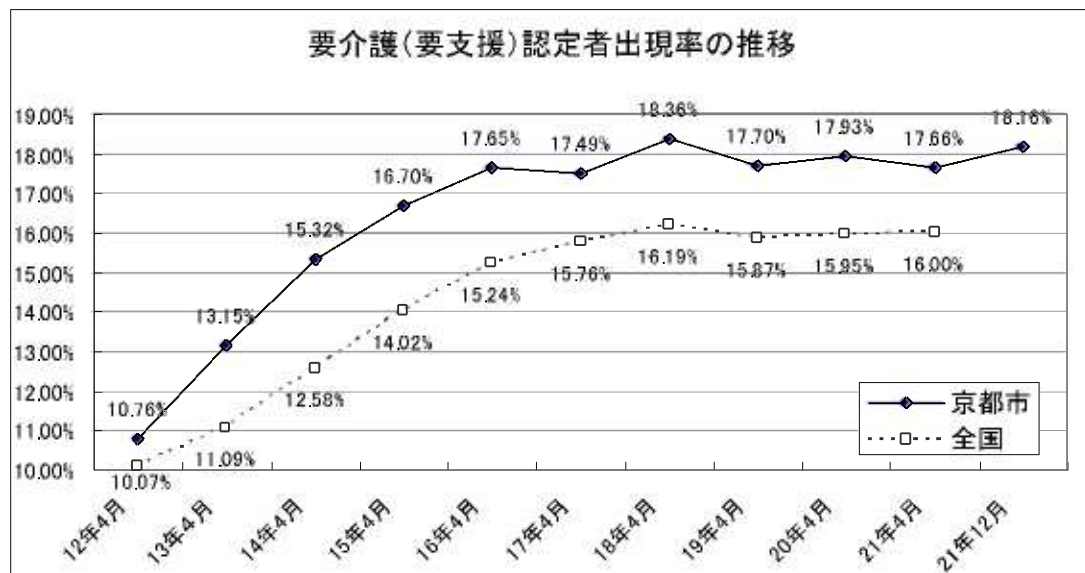
4 サービス提供事業所 28

1 要介護認定の状況

(1) 被保険者数及び要介護認定者数の推移

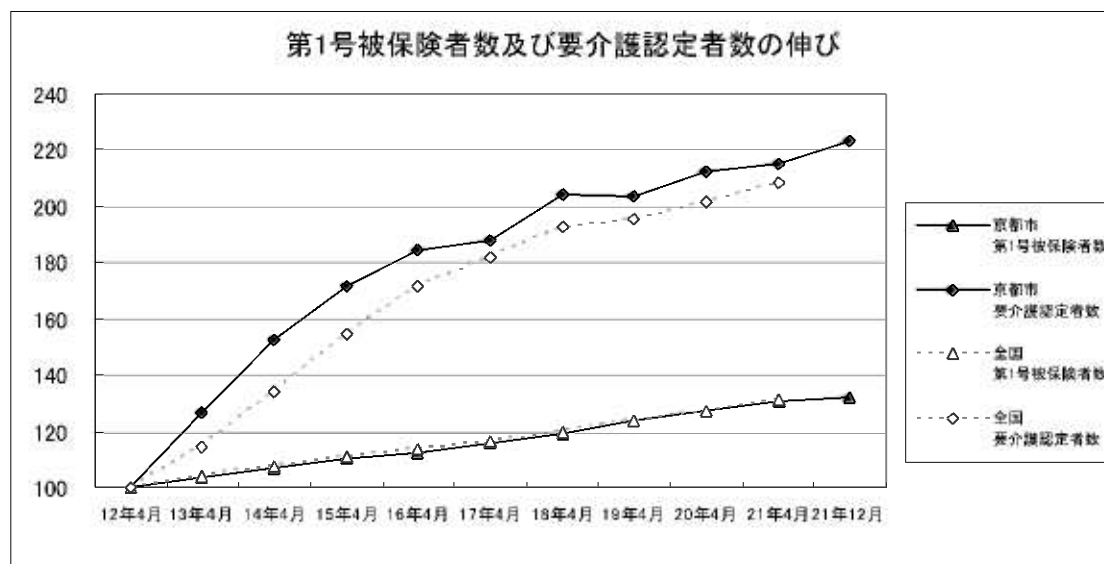
	12年4月	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月	17年4月	18年4月	19年4月	20年4月	21年4月	21年12月
第1号被保険者数 (人)	247,588	256,588	265,079	273,260	278,273	286,188	295,414	305,687	314,581	323,974	327,095
要介護認定者数(人)	27,206	34,535	41,582	46,758	50,418	51,380	55,647	55,544	57,886	58,654	60,853
第1号被保険者の 要介護認定者数(人)	26,633	33,735	40,615	45,632	49,125	50,056	54,244	54,116	56,409	57,225	59,396
出現率	10.76%	13.15%	15.32%	16.70%	17.65%	17.49%	18.36%	17.70%	17.93%	17.66%	18.16%

$$\text{※出現率} = \frac{\text{第1号被保険者の要介護認定者数}}{\text{第1号被保険者数}} \times 100 (\%)$$



全国平均の要介護認定者の出現率(高齢者人口に占める割合)16.00%(平成21年4月末現在)と比較して、本市の出現率は高い。その要因として、後期高齢者(75歳以上の高齢者)の割合や単身の高齢者の割合が高いことなどが考えられる。

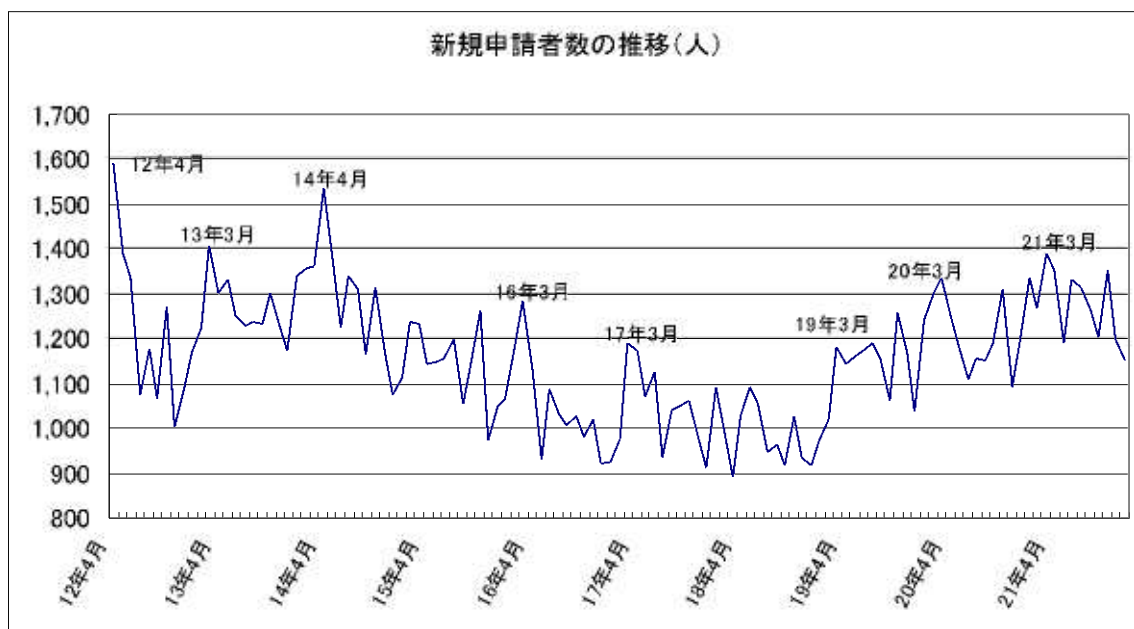
○第1号被保険者数及び要介護認定者数の伸び



※ 平成12年4月を100とした場合の伸び

第1号被保険者数の伸びに比べて、要介護認定者数の伸びが大きいため、出現率は高くなっている。

(2) 新規申請者数の推移



《参考》新規申請者数の平均値

○平成12年度・月平均 1,231 人

○平成16年度・月平均 1,018 人

○平成20年度・月平均 1,216 人

○平成13年度・月平均 1,276 人

○平成17年度・月平均 1,025 人

○全期間(平成12年4月～21年12月)

○平成14年度・月平均 1,257 人

○平成18年度・月平均 1,002 人

・月平均 1,168 人

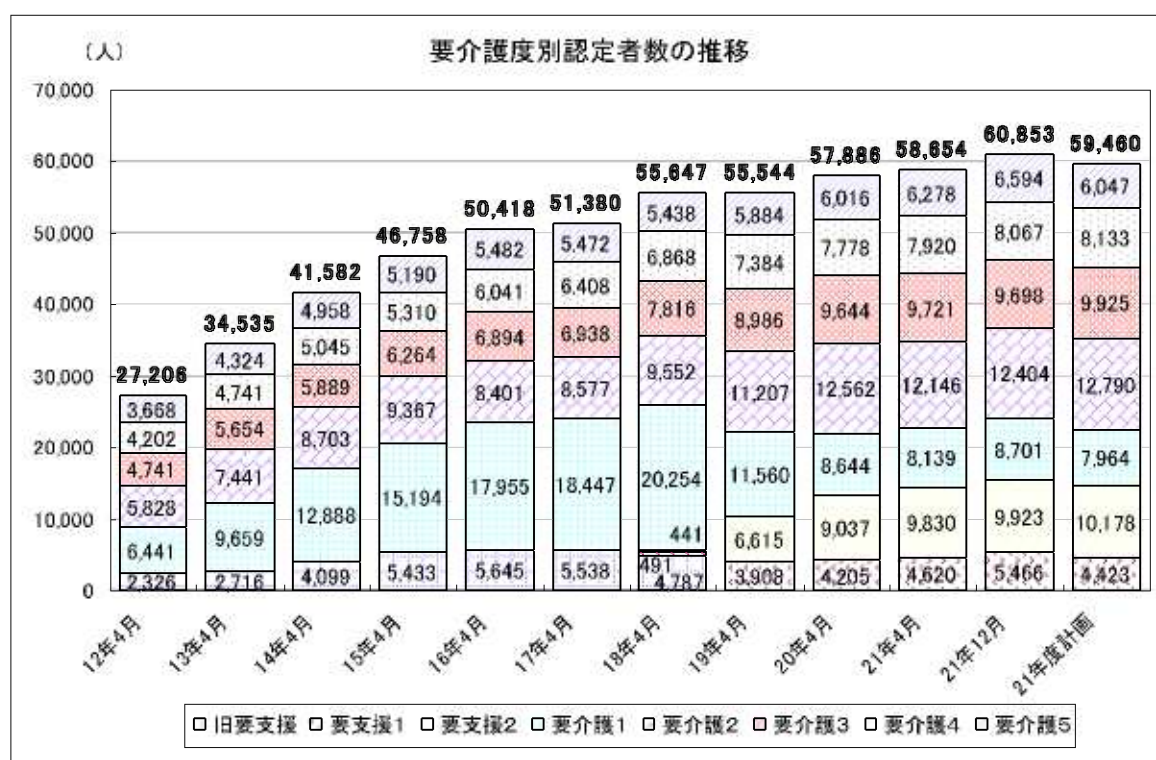
○平成15年度・月平均 1,137 人

○平成19年度・月平均 1,184 人

(3) 要介護度別・要介護認定者数の推移

	旧要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
12年4月	2,326	—	—	6,441	5,828	4,741	4,202	3,668	27,206
13年4月	2,716	—	—	9,659	7,441	5,654	4,741	4,324	34,535
14年4月	4,099	—	—	12,888	8,703	5,889	5,045	4,958	41,582
15年4月	5,433	—	—	15,194	9,367	6,264	5,310	5,190	46,758
16年4月	5,645	—	—	17,955	8,401	6,894	6,041	5,482	50,418
17年4月	5,538	—	—	18,447	8,577	6,938	6,408	5,472	51,380
18年4月	4,787	491	441	20,254	9,552	7,816	6,868	5,438	55,647
19年4月	—	3,908	6,615	11,560	11,207	8,986	7,384	5,884	55,544
20年4月	—	4,205	9,037	8,644	12,562	9,644	7,778	6,016	57,886
21年4月	—	4,620	9,830	8,139	12,146	9,721	7,920	6,278	58,654
21年12月	—	5,466	9,923	8,701	12,404	9,698	8,067	6,594	60,853
21年度計画	—	4,423	10,178	7,964	12,790	9,925	8,133	6,047	59,460

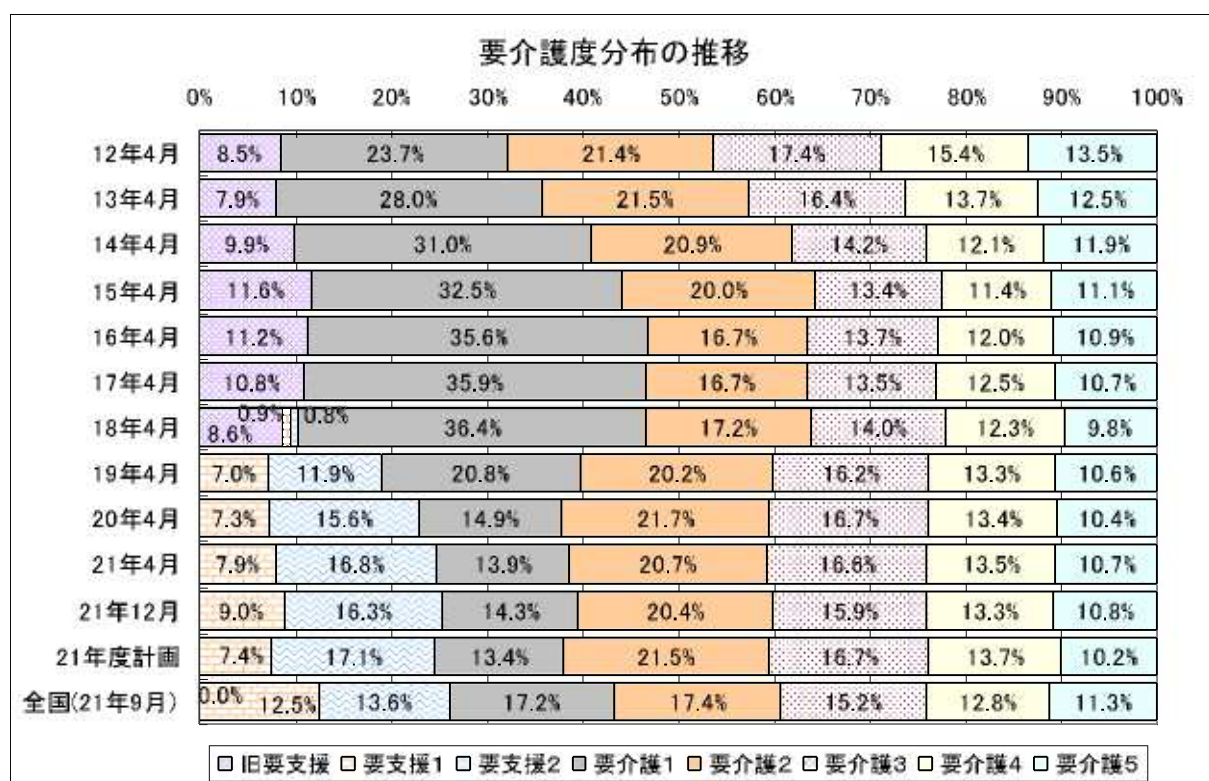
平成21年度は、要支援1及び要介護1・5は計画上の見込み数を上回っているが、他は下回っている。



平成12年4月を100とした場合の率

	旧要支援・要支援1	要介護1・要介護2	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
京都市(21年12月)	235	289	213	205	192	180	224
全国 ^(※) (21年9月)	206	267	211	229	180	186	219

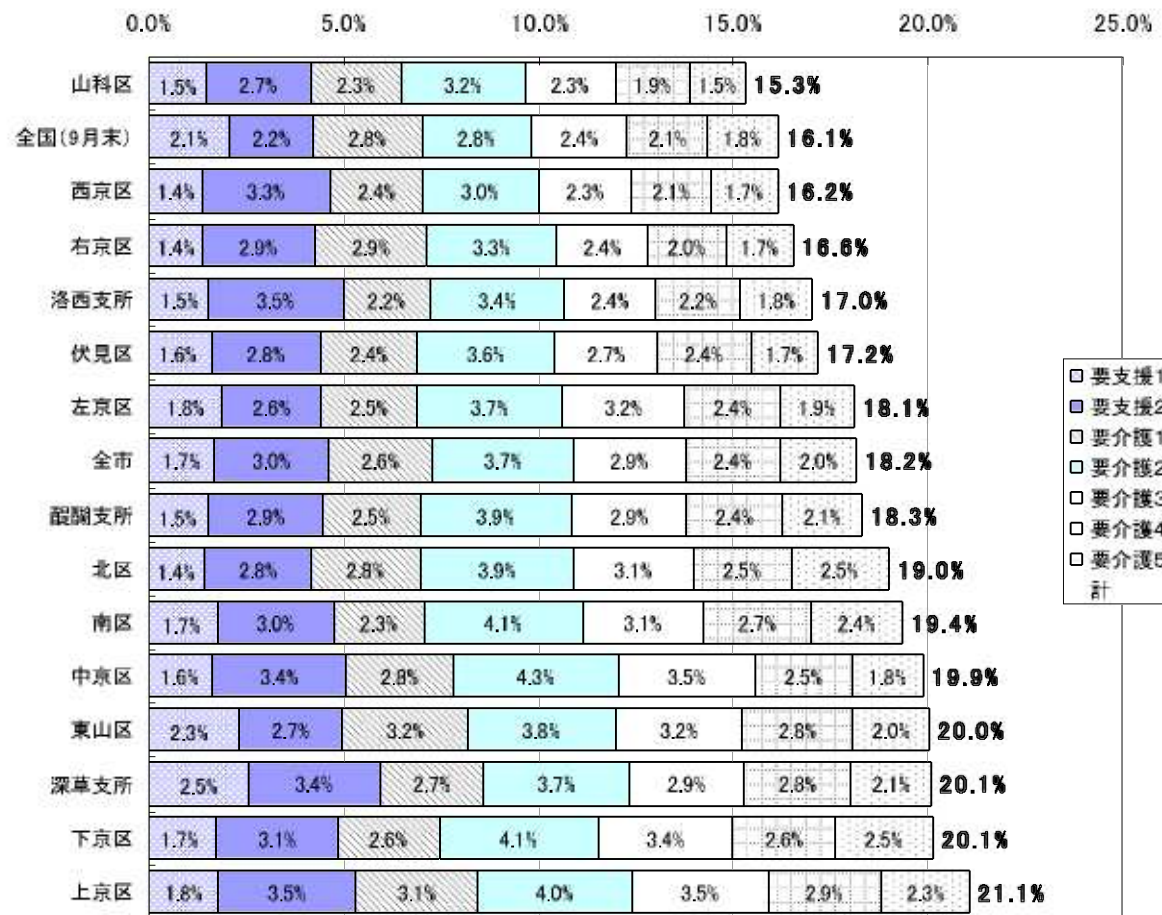
(※) 介護保険事業状況報告(暫定)をもとに、本市において算出。



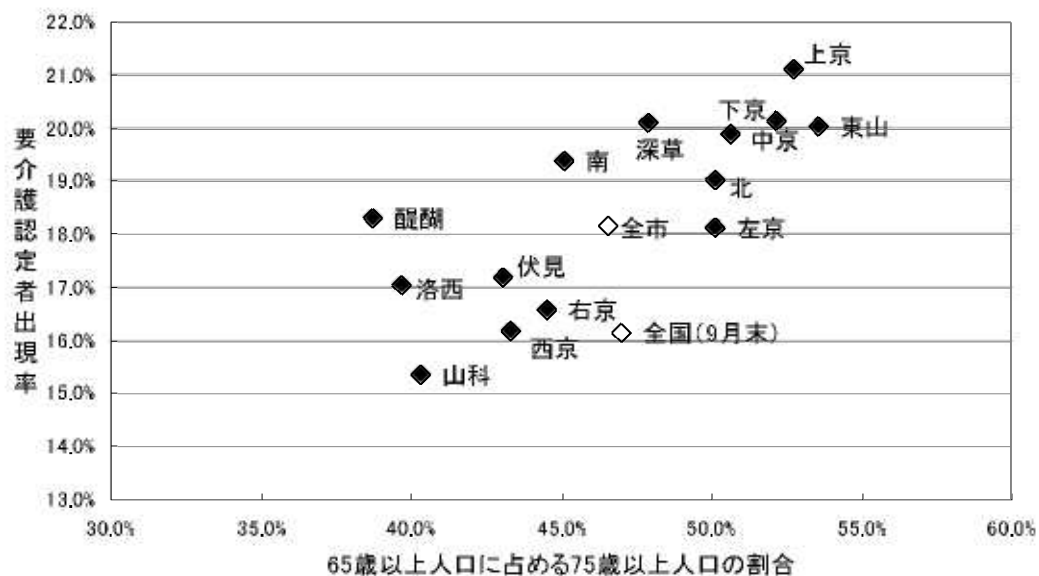
(4) 行政区別 要介護認定者数等 (平成21年12月末)

行政区	第1号 被保険者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	うち 第1号	出現率
北区	28,688	415	804	806	1,155	912	736	740	5,568	5,451	19.0%
上京区	20,809	375	742	662	843	742	616	486	4,466	4,389	21.1%
左京区	38,063	709	992	948	1,454	1,237	949	742	7,031	6,895	18.1%
中京区	23,387	381	815	655	1,025	829	600	441	4,746	4,652	19.9%
東山区	12,142	284	330	394	471	400	352	245	2,476	2,431	20.0%
山科区	29,766	449	816	686	993	724	581	452	4,701	4,567	15.3%
下京区	17,690	305	563	468	744	615	479	447	3,621	3,563	20.1%
南区	21,150	375	656	497	888	669	590	524	4,199	4,097	19.4%
右京区	45,106	623	1,332	1,319	1,545	1,098	932	803	7,652	7,473	16.6%
西京区	18,633	256	625	445	585	453	392	332	3,088	3,012	16.2%
洛西支所	11,670	178	419	266	415	292	267	228	2,065	1,987	17.0%
伏見区	32,378	541	930	819	1,196	898	815	567	5,766	5,562	17.2%
深草支所	14,616	375	506	400	565	437	420	311	3,014	2,939	20.1%
醍醐支所	12,997	200	393	336	525	392	338	276	2,460	2,378	18.3%
全区	327,095	5,466	9,923	8,701	12,404	9,698	8,067	6,594	60,853	59,396	18.2%

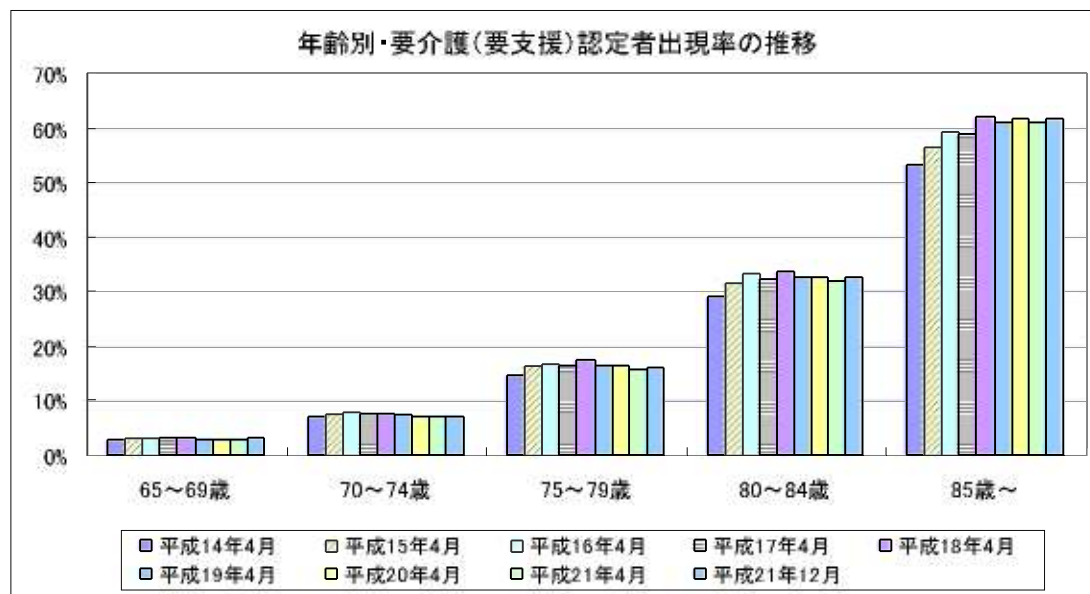
行政区別 要介護(要支援)認定者出現率



75歳以上人口の割合と要介護(要支援)認定者出現率

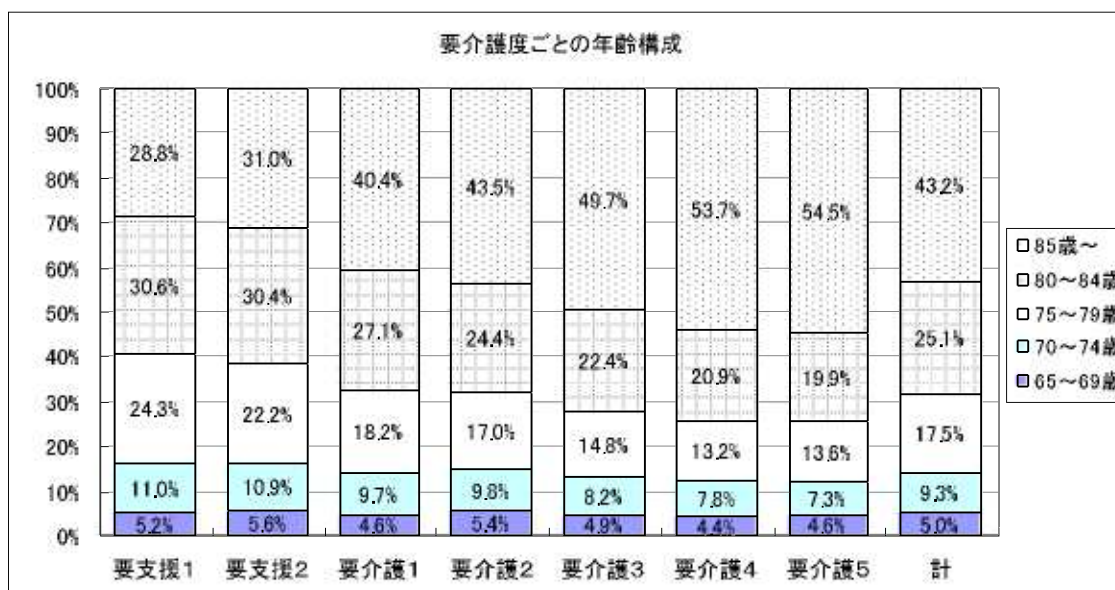


(5) 年齢別・要介護（要支援）認定者の出現率（平成21年12月末）



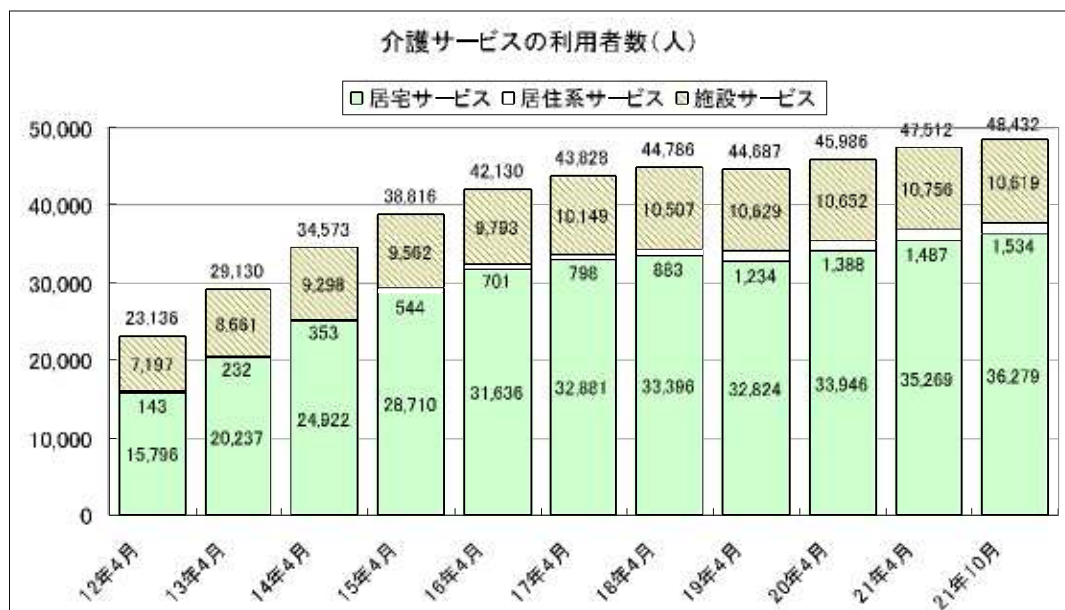
年齢別・要介護（要支援）認定者出現率は、80～84歳では30%程度、85歳以上では60%程度である。いずれの年齢においても、出現率はあまり大きな変動はない。

(6) 要介護度ごとの年齢構成（平成21年12月末）

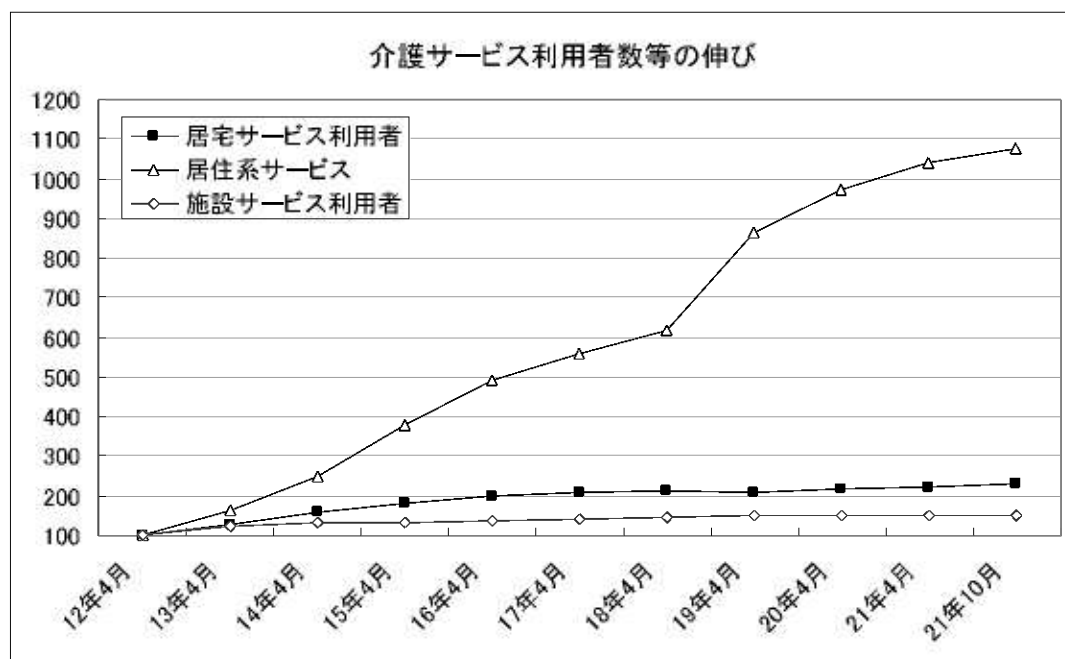


2 介護サービスの利用状況

(1) 介護サービスの利用者数の推移

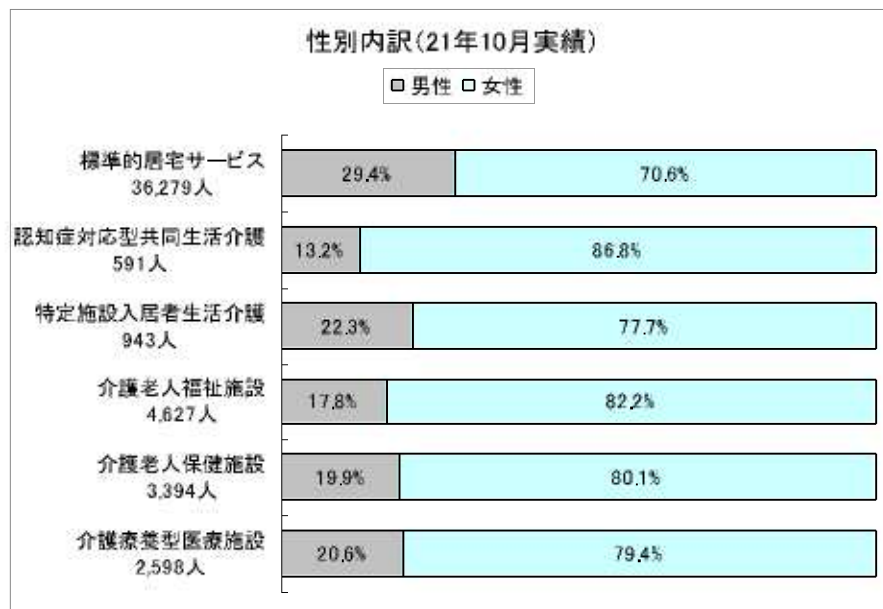
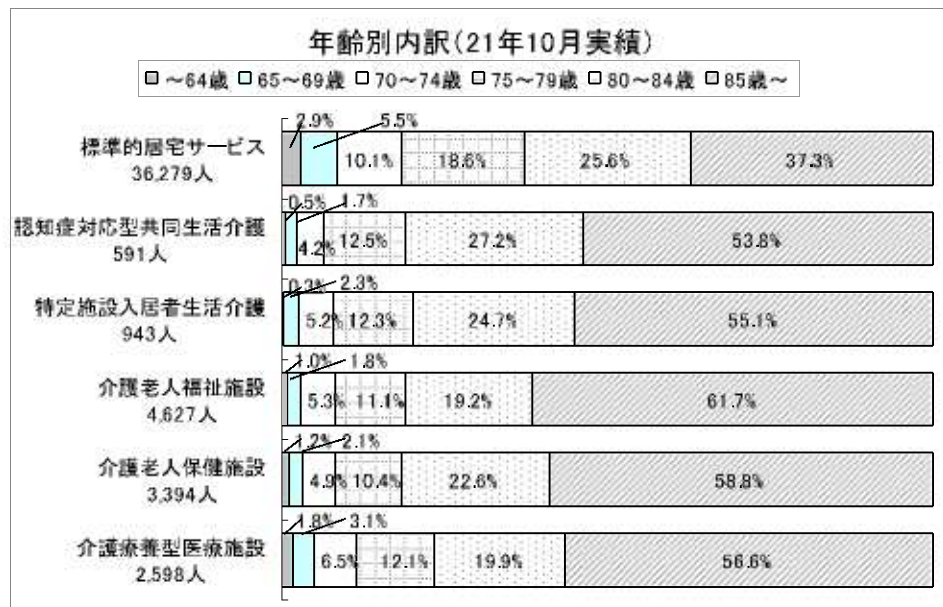


※ 施設サービス及び居住系サービス利用者は、同一月に2箇所の施設を利用した者は「2人」とカウントしている。



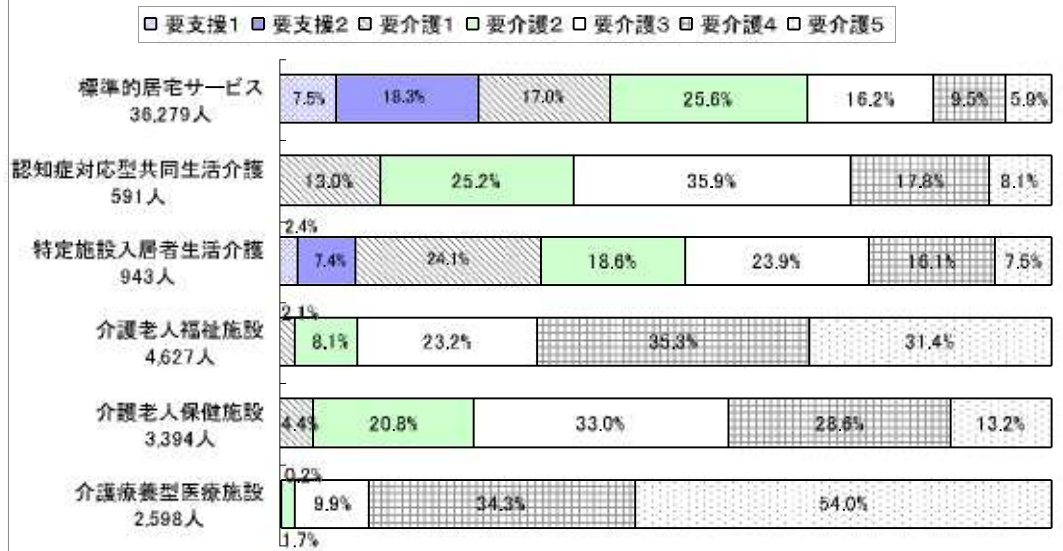
※ 平成12年4月を100とした場合の伸び。

(2) 利用者の内訳



※ 居宅サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護の利用者（予防を含む）。

要介護度別内訳(21年10月実績)

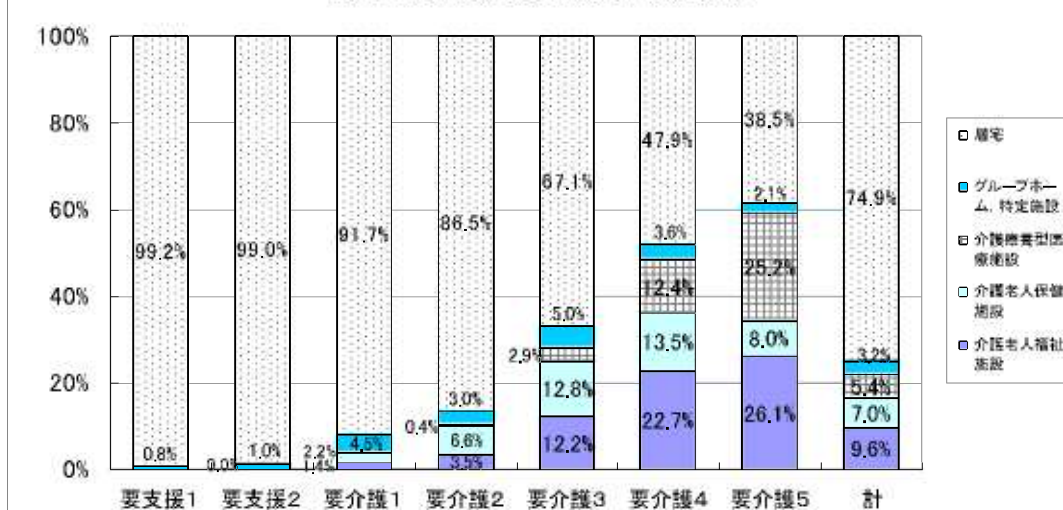


介護療養型医療施設では、要介護4及び5の利用者が約9割となっている。

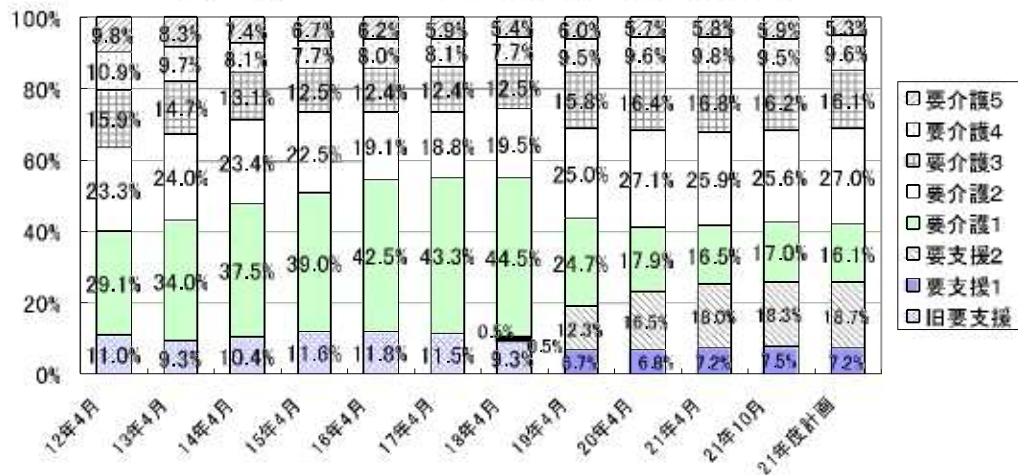
次いで重度の利用者が多いのは介護老人福祉施設であり、要介護4及び5の利用者は約7割となっている。

介護老人保健施設については、要介護2～4の方が多く利用されている。

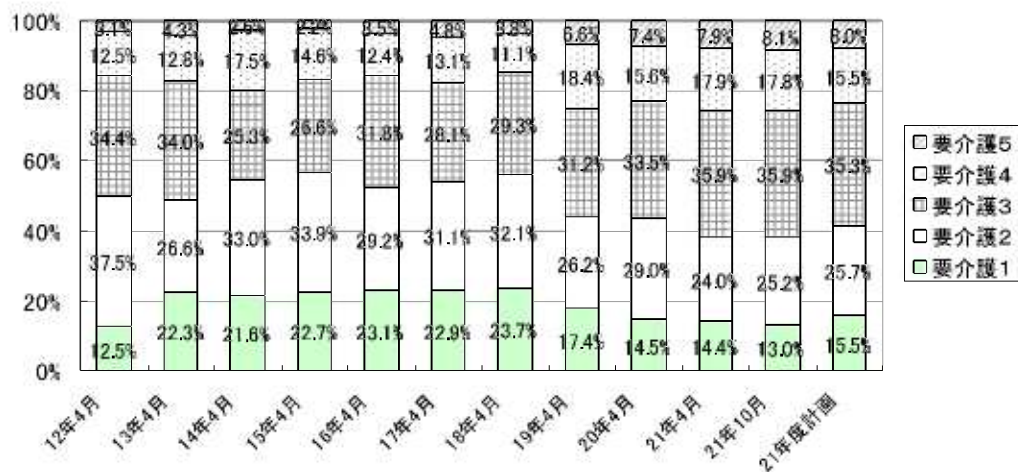
利用者の要介護度別内訳(21年10月実績)



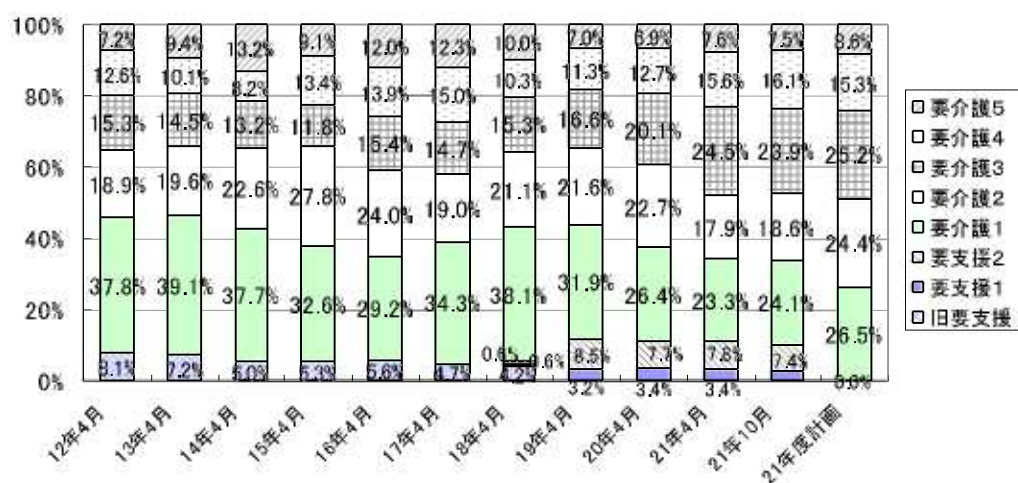
標準的居宅サービスにおける利用者の要介護度別内訳



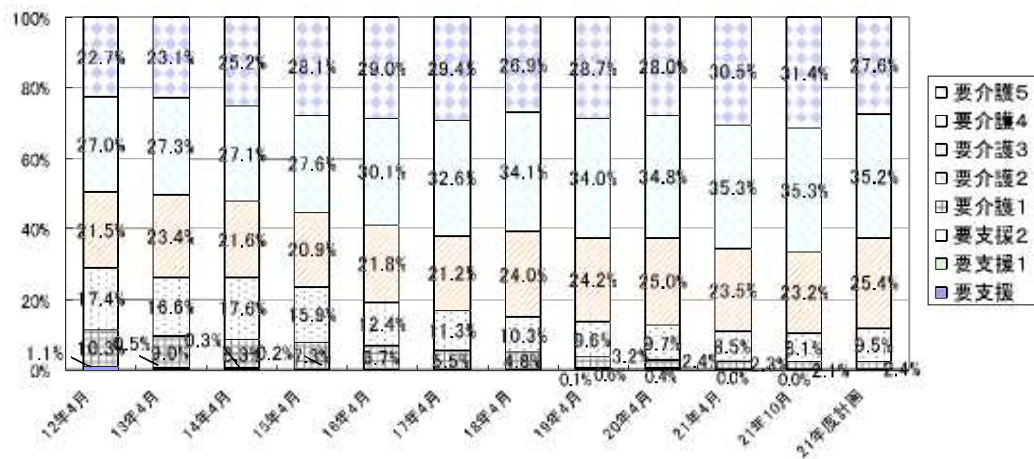
認知症対応型共同生活介護における利用者の要介護度別内訳



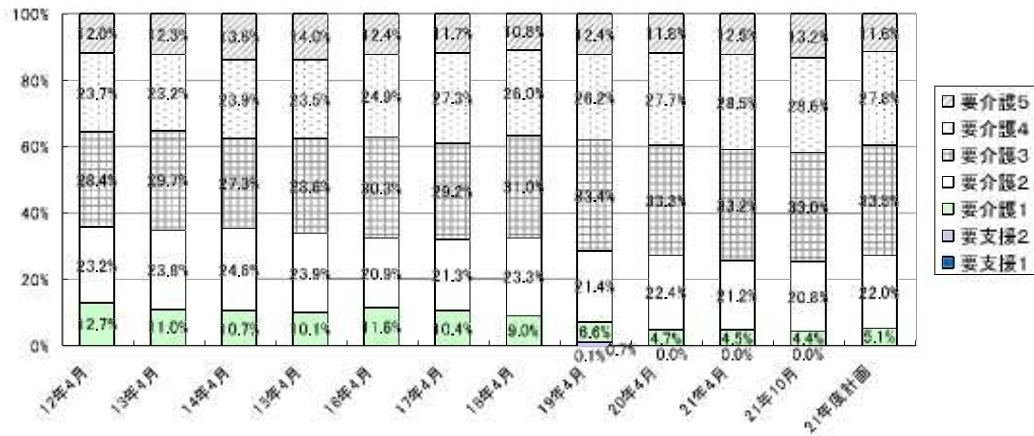
特定施設入居者生活介護における利用者の要介護度別内訳



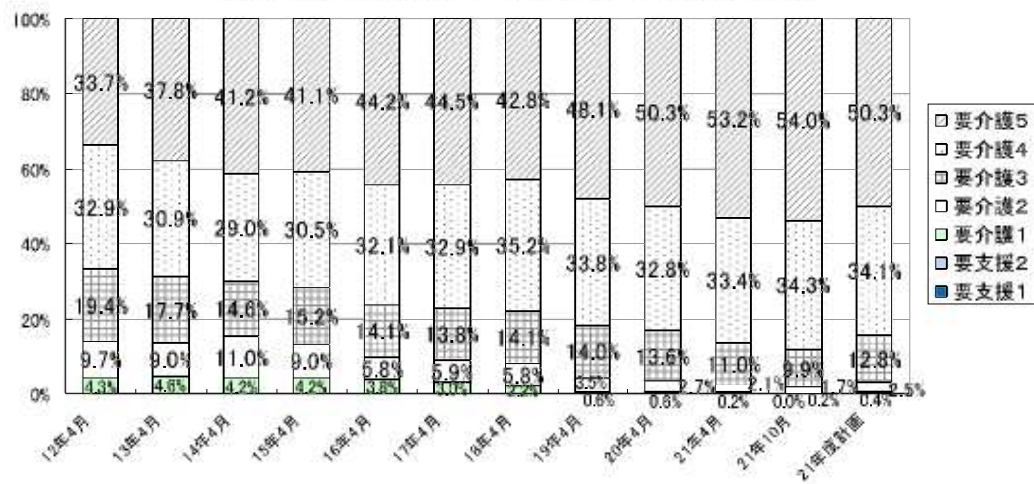
介護老人福祉施設における利用者の要介護度別内訳



介護老人保健施設における利用者の要介護度別内訳



介護療養型医療施設における利用者の要介護度別内訳



(3) 介護サービスの利用回数の推移

①訪問介護／予防訪問介護



※ 月遅れ請求を含む。

予防訪問介護の利用状況

(人)

	20年10月			21年4月			7月			10月		
	要支援1	要支援2	計	要支援1	要支援2	計	要支援1	要支援2	計	要支援1	要支援2	計
訪問介護	1714	3904	5618	1781	3988	5769	1813	4181	5994	1873	4298	6171
Ⅰ(1回/週)	1213	2251	3464	1281	2298	3579	1304	2418	3722	1352	2487	3839
Ⅱ(2回/週)	502	1327	1829	500	1371	1871	509	1436	1945	522	1484	2006
Ⅲ(2回超/週)	—	328	328	—	320	320	—	328	328	—	327	327

※ 月遅れ請求を含まない。

②通所介護／予防通所介護



※ 月遅れ請求を含む。

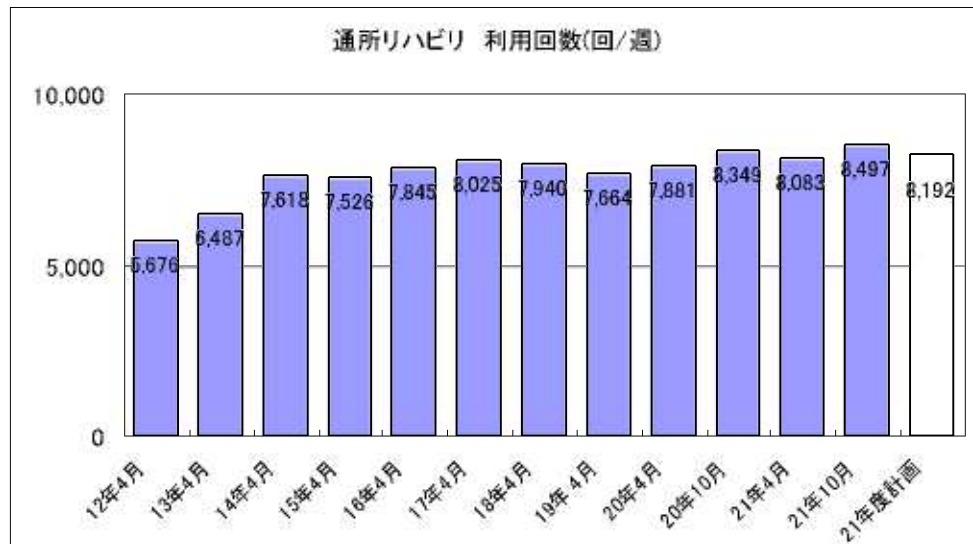
予防通所介護の利用状況

(人)

	20年10月			21年4月			7月			10月		
	要支援1	要支援2	計	要支援1	要支援2	計	要支援1	要支援2	計	要支援1	要支援2	計
通所介護	476	1480	1956	536	1566	2102	606	1613	2219	635	1707	2342
アクティビティ加算	214	723	937	258	793	1051	253	724	977	255	758	1013
運動向上加算	98	325	423	144	412	556	213	558	771	242	611	853
栄養改善加算	—	—	—	—	—	—	1	—	1	1	—	1
口腔機能加算	—	4	4	4	11	15	5	11	16	4	12	16

※ 月遅れ請求を含まない。

③通所リハビリ／予防通所リハビリ



※ 月遅れ請求を含む。

予防通所リハビリテーションの利用状況

(人)

	20年10月			21年4月			7月			10月		
	要支援1	要支援2	計	要支援1	要支援2	計	要支援1	要支援2	計	要支援1	要支援2	計
通所リハビリ	133	454	587	138	467	605	153	495	648	168	514	682
運動向上加算	58	215	273	56	223	279	79	277	356	96	292	388
栄養改善加算	—	3	3	—	1	1	—	—	—	—	—	—
口腔機能加算	—	—	—	—	—	—	—	3	3	1	5	6

※ 月遅れ請求を含まない。

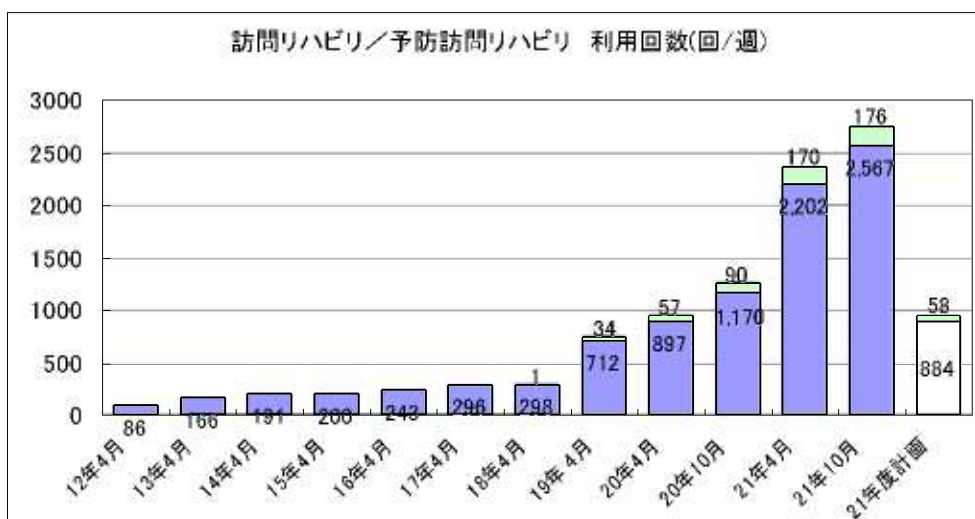
④訪問看護／予防訪問看護



⑤訪問入浴介護／予防訪問入浴介護



⑥訪問リハビリテーション／予防訪問リハビリテーション



⑦短期入所生活介護／予防短期入所生活介護



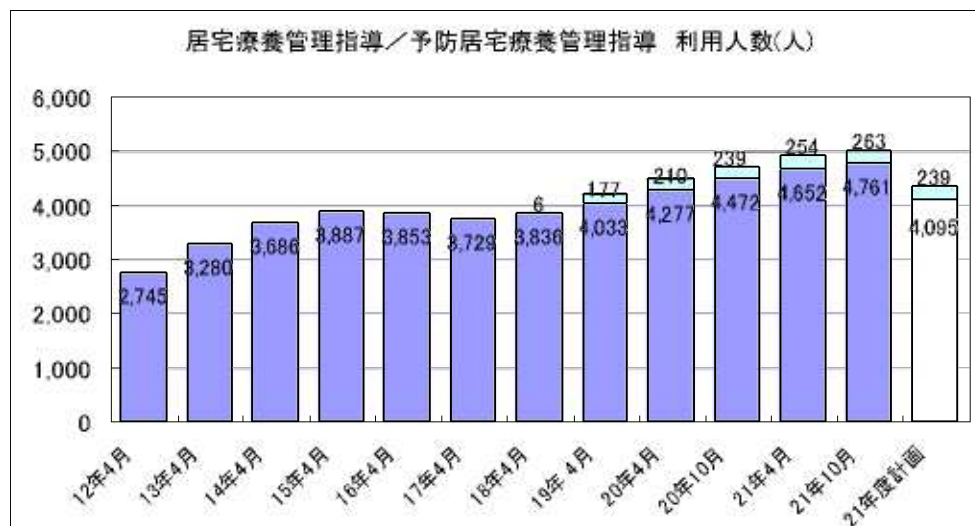
⑧短期入所療養介護／予防短期入所療養介護



⑨福祉用具貸与／予防福祉用具貸与



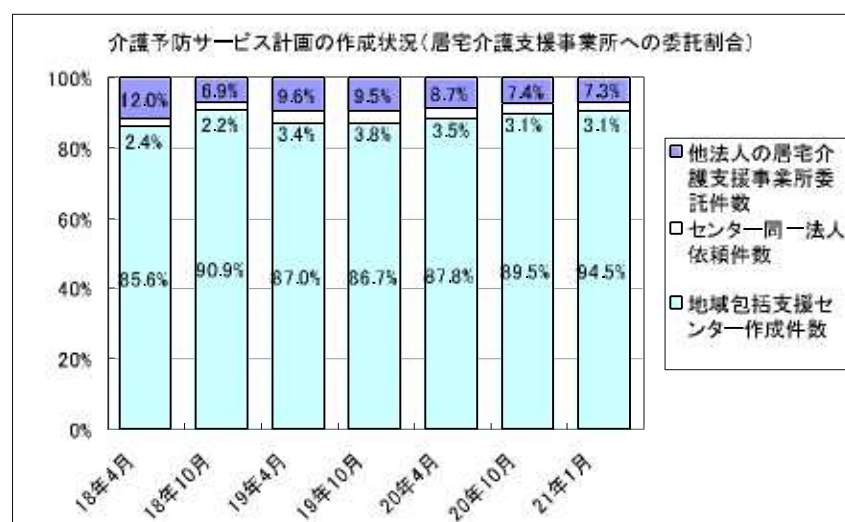
⑩居宅療養管理指導／予防居宅療養管理指導



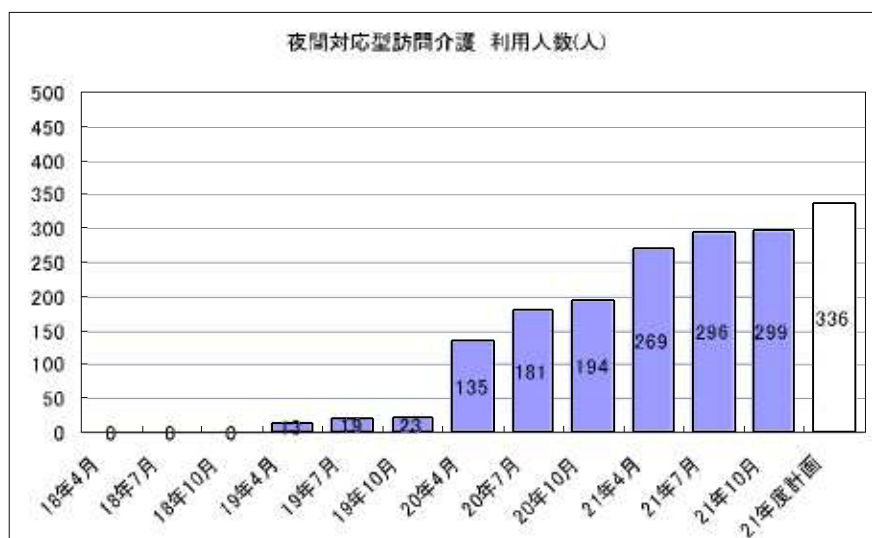
⑪特定施設入居者生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護／予防特定施設入居者生活介護



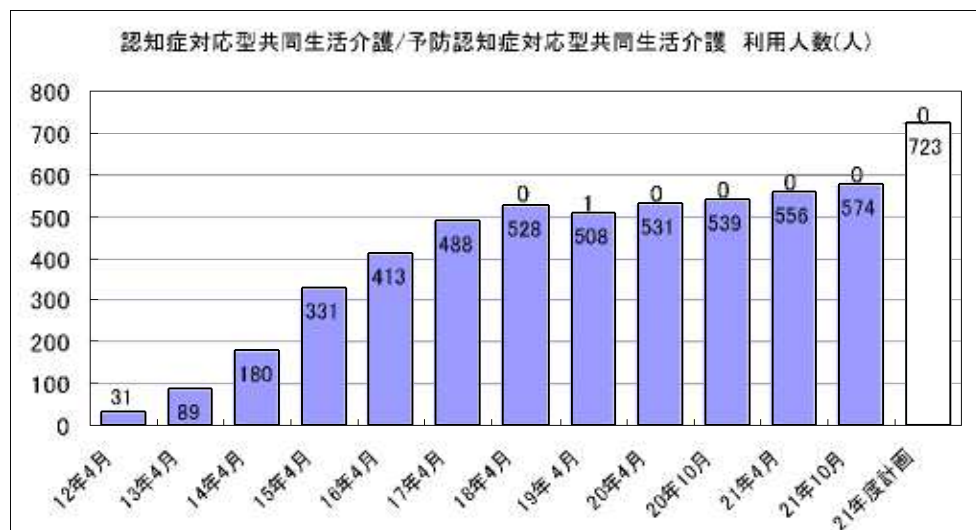
⑫ 居宅介護支援／介護予防支援



⑬ 夜間対応型訪問介護



⑭認知症対応型共同生活介護／予防認知症対応型共同生活介護



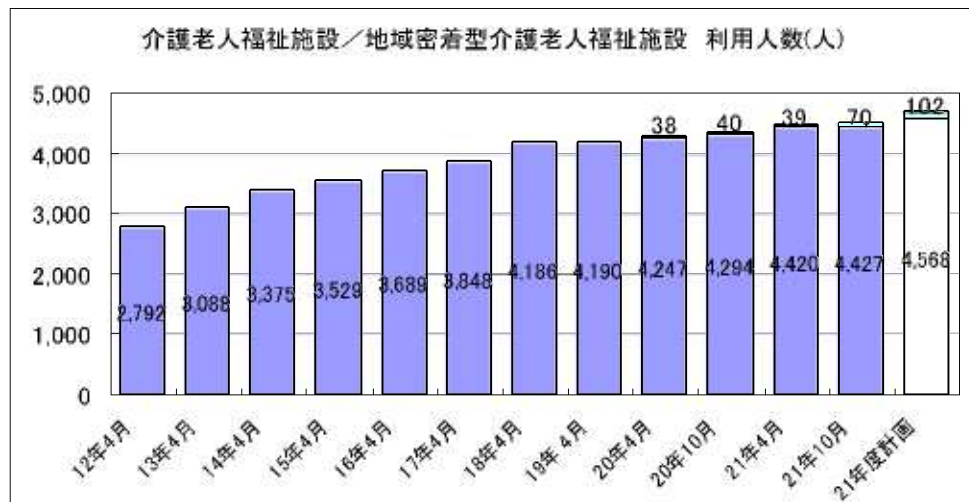
⑮認知症対応型通所介護／予防認知症対応型通所介護



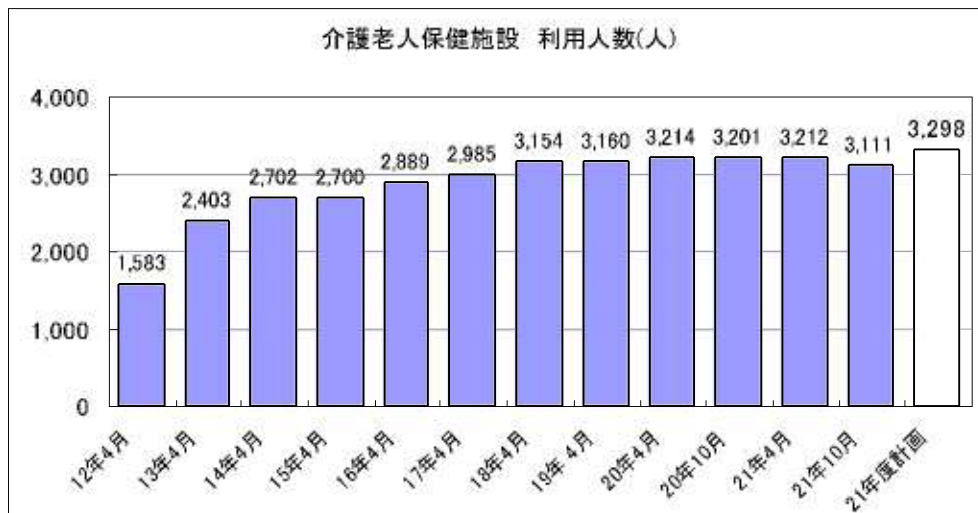
⑯小規模多機能型居宅介護／予防小規模多機能型居宅介護



⑪介護老人福祉施設



⑫介護老人保健施設

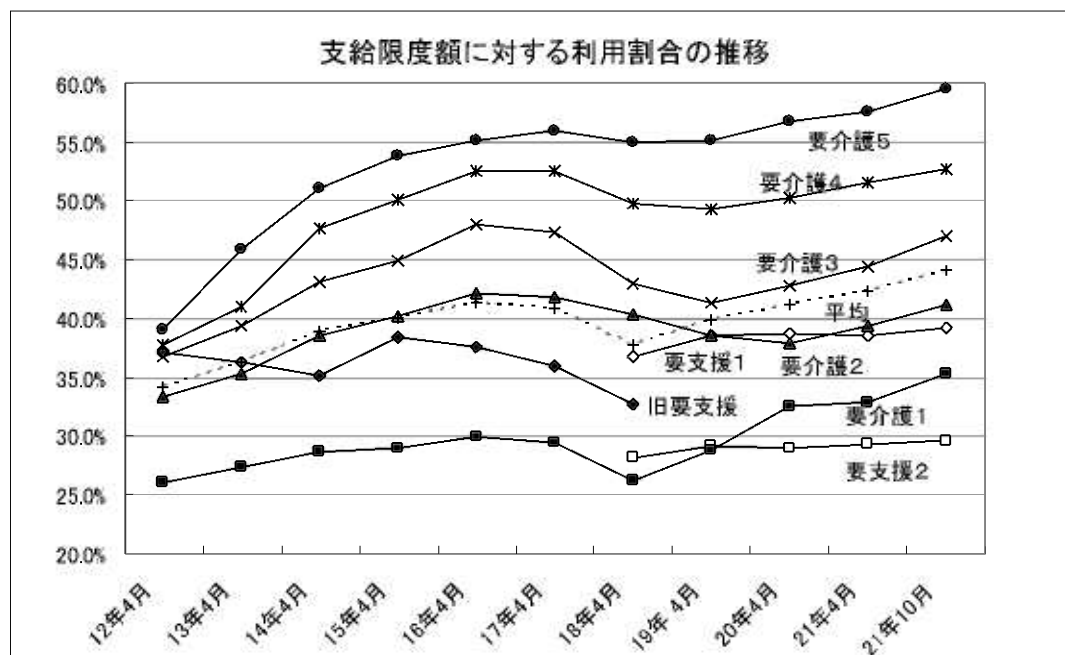
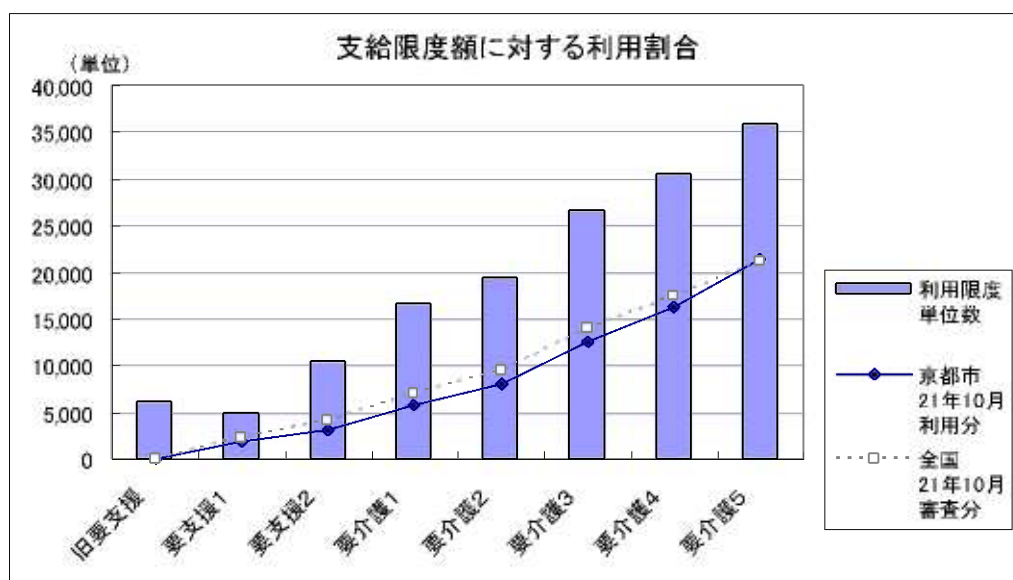


⑬介護療養型医療施設

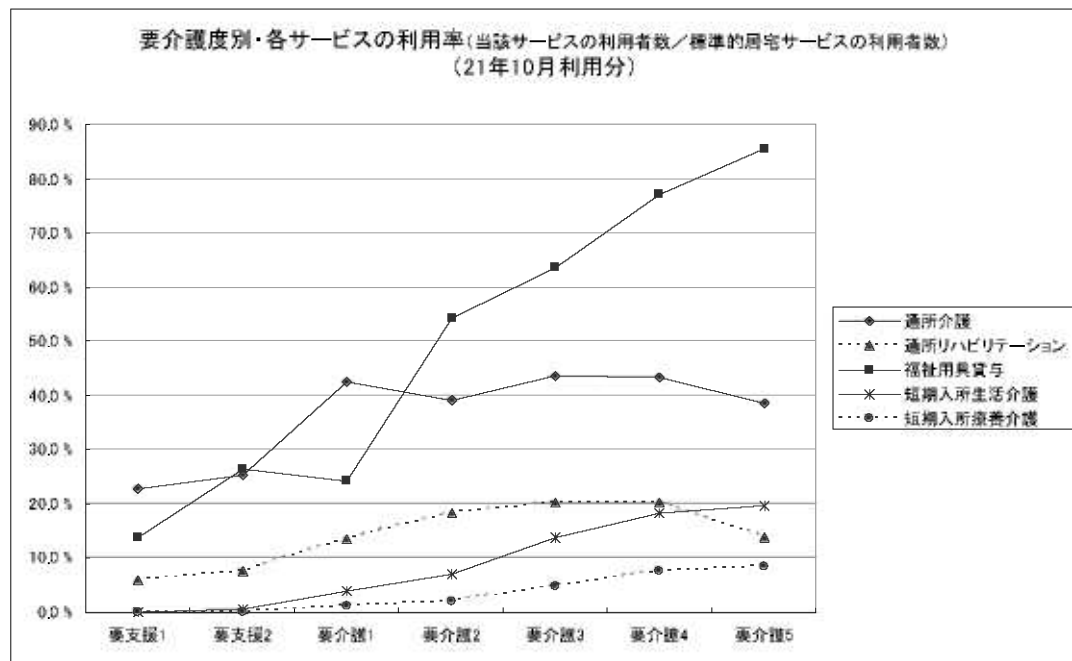
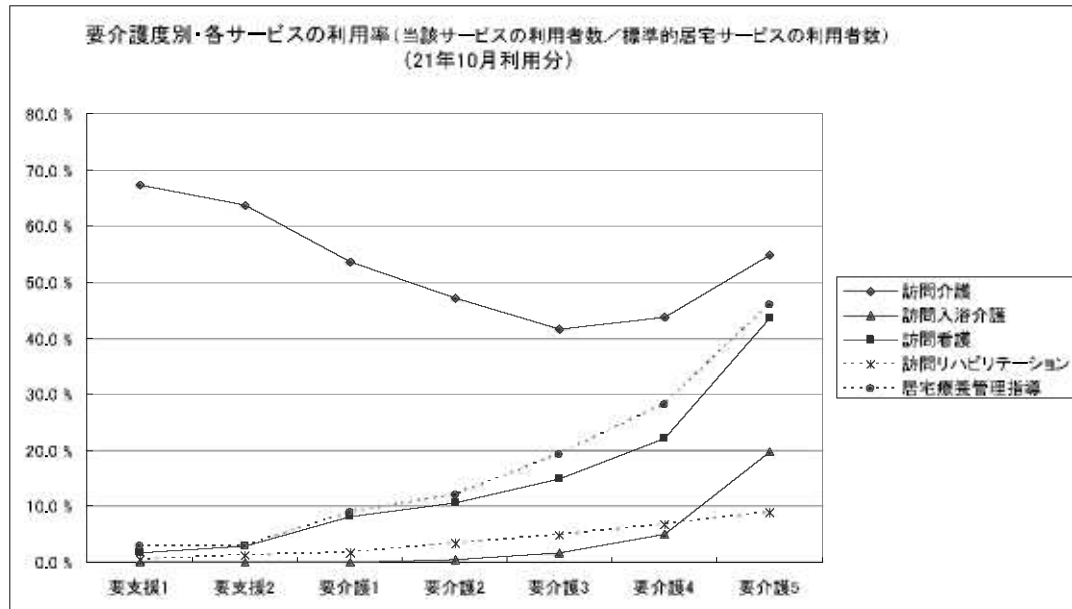


(4) 利用限度額に対する利用割合

	利用限度単位数	平均利用単位数	利用割合
旧要支援	6,150	0	0.0%
要支援1	4,970	1,944	39.1%
要支援2	10,400	3,074	29.6%
要介護1	16,580	5,838	35.2%
要介護2	19,480	8,015	41.1%
要介護3	26,750	12,569	47.0%
要介護4	30,600	16,103	52.6%
要介護5	35,830	21,343	59.6%



(5) 各居宅サービスの利用率



訪問介護は、生活援助を中心に利用する軽度の方の利用が多い。訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導の医療系サービスや訪問入浴介護、福祉用具貸与では要介護度が高くなるにしたがって利用率も高くなっている。

(6) 各居宅サービスの平均利用回数

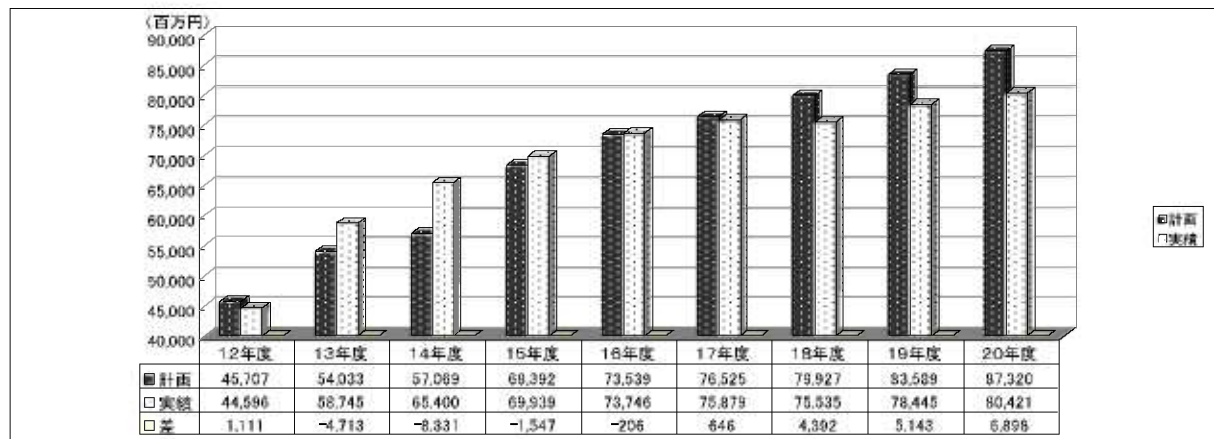
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問介護 (回/週)			2.76	3.57	5.19	6.08	6.84
訪問看護 (回/週)	0.85	0.93	1.20	1.22	1.33	1.32	1.58
訪問入浴介護 (回/週)	-	0.47	0.93	1.06	1.11	1.10	1.26
訪問リハビリテーション (回/週)	1.84	2.08	2.30	2.32	2.31	2.33	2.38
通所介護 (回/週)			1.79	1.88	2.09	2.00	1.84
通所リハビリテーション (回/週)			1.73	1.79	1.88	1.83	1.70
短期入所生活介護 (日/月)	3.33	4.80	5.98	7.13	8.40	8.51	9.26
短期入所療養介護 (日/月)	-	5.33	6.30	6.77	7.66	8.42	8.94
夜間対応型訪問介護 (回/週)			0.25	0.27	0.47	0.86	1.47
認知症対応型通所介護 (回/週)	1.16	-	1.75	1.95	2.23	2.40	1.94

(7) サービスの併用関係

	訪問介護 (人/100人)	訪問 介護	訪問 看護	訪問入 浴介護	訪問 リハビリ	通所介護	通所 リハビリ	福祉用 具貸与	短期 生活	短期 療養	在宅療 養管理	夜間訪 問介護	認知症 通所 介護	小規模 多機能 型介護
訪問 介護	7,007 人 37.0%		2,599 人 13.7%	391 人 2.1%	553 人 2.9%	5,262 人 27.8%	1,817 人 9.6%	7,732 人 40.8%	809 人 4.3%	313 人 1.7%	2,664 人 14.1%	257 人 1.4%	192 人 1.0%	0.0%
訪問 看護	265 人 6.2%	2,599 人 60.7%		389 人 9.1%	249 人 5.8%	1,400 人 32.7%	525 人 12.3%	2,882 人 67.3%	384 人 9.0%	177 人 4.1%	1,564 人 36.5%	96 人 2.0%	77 人 1.8%	15 人 0.4%
訪問 入浴	22 人 3.0%	391 人 52.5%	389 人 52.2%		88 人 11.8%	73 人 9.8%	27 人 3.6%	666 人 89.4%	63 人 8.5%	41 人 5.5%	365 人 49.0%	14 人 1.9%	0.0%	0.0%
訪問 リハビリ	65 人 5.5%	553 人 46.5%	249 人 21.0%	88 人 7.4%		346 人 29.1%	251 人 21.1%	963 人 81.1%	100 人 8.4%	53 人 4.5%	281 人 23.7%	20 人 1.7%	5 人 0.4%	0.0%
通所 介護	3,667 人 27.2%	5,262 人 39.0%	1,400 人 10.4%	73 人 0.5%	346 人 2.6%		997 人 7.4%	6,147 人 45.6%	1,988 人 14.7%	473 人 3.5%	1,669 人 12.4%	116 人 0.9%	109 人 0.8%	2 人 0.0%
通所 リハビリ	1,201 人 22.2%	1,817 人 33.6%	525 人 9.7%	27 人 0.5%	251 人 4.6%	997 人 18.5%		2,978 人 55.1%	542 人 10.0%	414 人 7.7%	719 人 13.3%	36 人 0.7%	25 人 0.5%	0.0%
福祉用 具貸与	2,927 人 17.3%	7,732 人 45.7%	2,882 人 17.0%	666 人 3.9%	963 人 5.7%	6,147 人 36.4%	2,978 人 17.6%		1,652 人 9.8%	653 人 3.9%	2,978 人 17.6%	212 人 1.3%	243 人 1.4%	126 人 0.7%
短期 生活	88 人 3.2%	809 人 29.0%	384 人 13.8%	63 人 2.3%	100 人 3.6%	1,988 人 71.4%	542 人 19.5%	1,652 人 59.3%		117 人 4.2%	449 人 16.1%	28 人 1.0%	160 人 5.7%	0.0%
短期 療養	32 人 3.3%	313 人 31.9%	177 人 18.0%	41 人 4.2%	53 人 5.4%	473 人 48.2%	414 人 42.2%	653 人 66.5%	117 人 11.9%		203 人 20.7%	10 人 1.0%	40 人 4.1%	0.0%
在宅療 養管理	882 人 17.6%	2,664 人 53.0%	1,564 人 31.1%	365 人 7.3%	281 人 5.6%	1,669 人 33.2%	719 人 14.3%	2,978 人 59.3%	449 人 8.9%	203 人 4.0%		75 人 1.5%	87 人 1.7%	29 人 0.6%
夜間訪 問介護	2 人 0.7%	257 人 86.0%	96 人 28.8%	14 人 4.7%	20 人 6.7%	116 人 38.8%	36 人 12.0%	212 人 70.9%	28 人 9.4%	10 人 3.3%	75 人 25.1%		7 人 2.3%	0.0%
認知症 通所介護	104 人 18.4%	192 人 34.0%	77 人 13.6%	5 人 0.0%	109 人 0.9%	25 人 19.3%	243 人 4.4%	160 人 43.0%	40 人 28.3%	87 人 7.1%	87 人 15.4%	7 人 1.2%		0.0%
小規模 多機能 型介護	198 人 58.1%	15 人 4.4%	2 人 0.0%	2 人 0.0%	2 人 0.6%	126 人 0.0%	126 人 37.0%	0.0%	0.0%	29 人 8.5%	0.0%	0.0%		

3 給付費

(1) 給付費の推移



(2) 給付実績と計画との比較

	(百万円)			(百万円)			(百万円)		
	計画	決算	差	計画	決算	差	計画	決算	差
居宅サービス	44,138	38,005	6,133	46,775	40,131	6,645	49,446	42,156	7,290
標準的居宅サービス	32,531	29,371	3,160	34,472	30,897	3,575	36,510	32,393	4,117
認知症対応型共同生活介護	1,848	1,565	283	1,955	1,601	354	2,061	1,683	378
特定施設入居者生活介護	865	912	△ 47	1,114	1,385	△ 271	1,363	1,630	△ 267
居宅介護支援費その他	8,893	6,157	2,737	9,235	6,247	2,988	9,512	6,450	3,062
施設サービス	35,653	34,278	1,375	36,671	34,967	1,704	37,727	34,830	2,897
介護老人福祉施設	13,138	12,426	712	13,714	12,753	961	14,266	12,961	1,306
(人)	4,349	4,168	181	4,509	4,243	266	4,659	4,280	379
介護老人保健施設	10,643	10,210	433	10,990	10,242	748	11,405	10,548	856
(人)	3,163	3,167	△ 4	3,252	3,162	90	3,360	3,220	140
介護療養型医療施設	11,872	11,642	230	11,967	11,972	△ 5	12,056	11,321	735
(人)	2,690	2,630	60	2,690	2,660	30	2,690	2,549	141
特定施設入居者介護サービス	0	3,128	△ 3,128	0	3,221	△ 3,221	0	3,304	△ 3,304
審査支払手数料	136	125	11	142	127	15	147	132	15
合計	79,927	75,535	4,392	83,589	78,445	5,143	87,320	80,421	6,898

* 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(3)各サービスの給付実績

【居宅サービス】

(百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 10月末日分まで
訪問介護	9,363	9,005	8,945	8,848	6,320
訪問入浴介護	379	431	478	535	404
訪問看護	1,975	1,917	1,928	1,965	1,415
訪問リハビリテーション	81	136	227	286	265
居宅療養管理指導	424	436	461	497	377
通所介護	8,526	8,134	8,778	9,425	6,751
通所リハビリテーション	3,672	3,647	3,819	3,938	2,877
短期入所生活介護	2,038	1,973	2,111	2,172	1,543
短期入所療養介護	866	823	891	903	629
福祉用具貸与	2,533	2,379	2,342	2,567	1,844
特定施設入居者生活介護	627	912	1,385	1,630	1,208
居宅介護支援、介護予防支援	3,560	4,055	3,989	4,058	3,165
夜間対応型訪問介護			6	30	43
認知症対応型通所介護	0	411	571	617	455
小規模多機能型居宅介護	0	79	302	497	454
認知症対応型共同生活介護	1,561	1,565	1,601	1,683	1,186
地域密着型特定施設入居者生活介護			0	15	41
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			37	114	109
福祉用具購入	145	135	155	171	114
住宅改修	483	407	459	505	347
合計	36,231	36,445	38,486	40,457	29,548

【施設サービス】

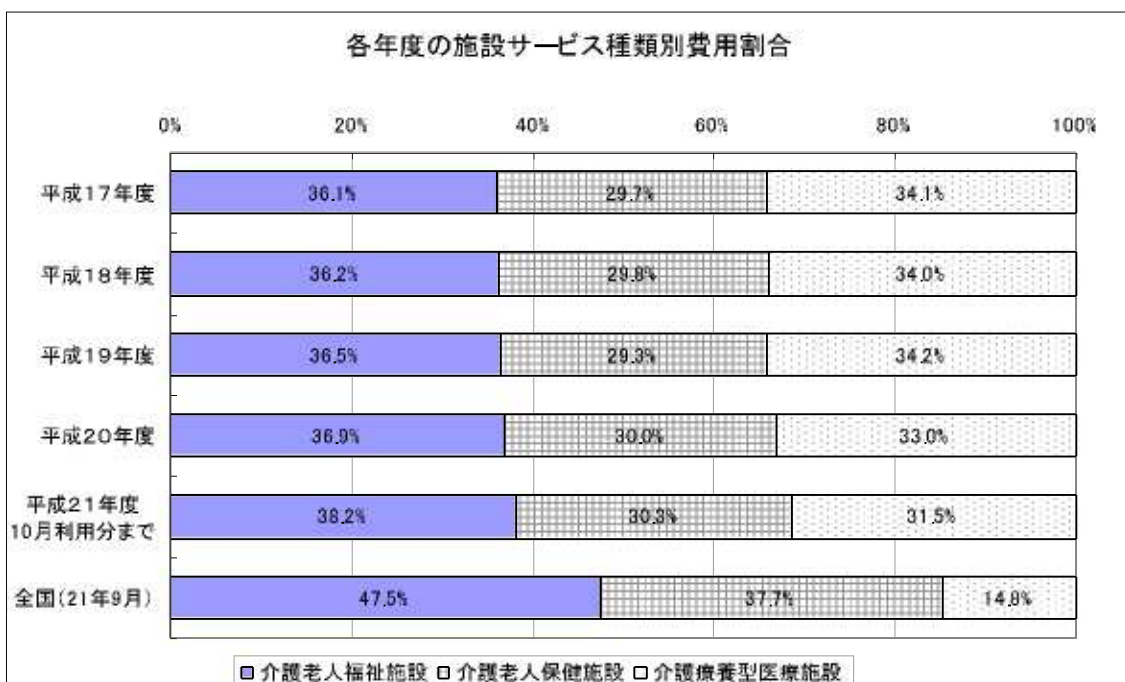
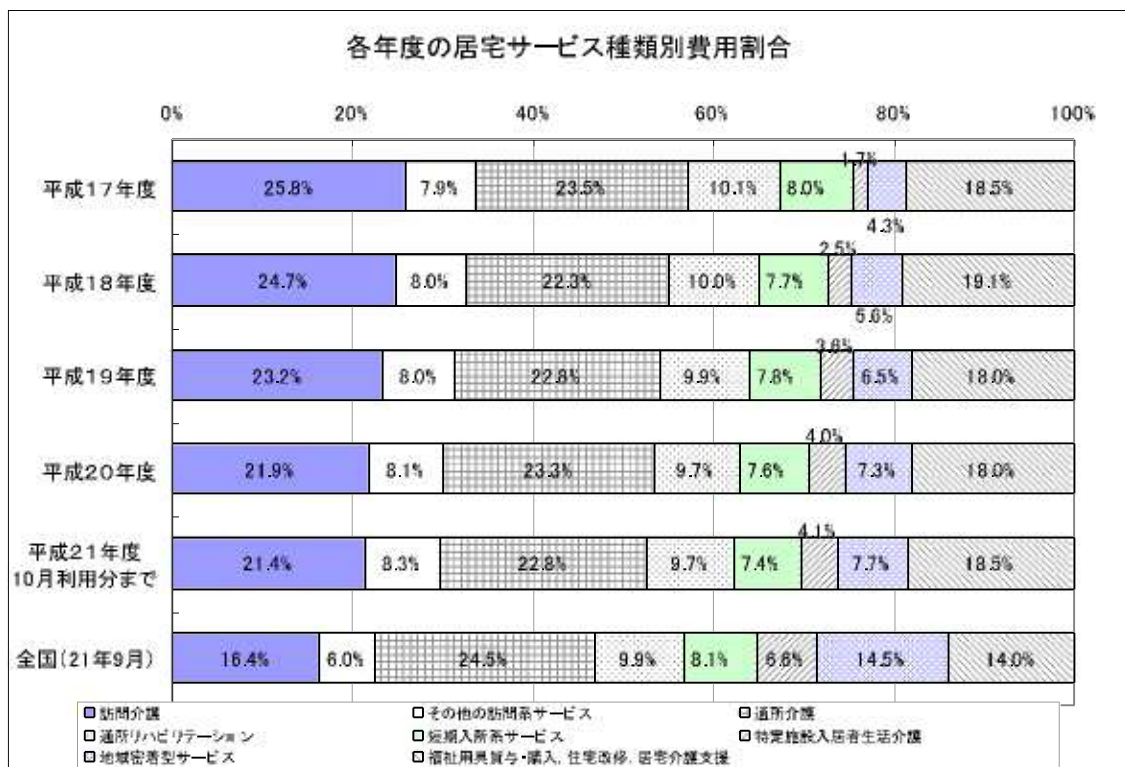
(百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 10月末日分まで
介護老人福祉施設	13,427	12,426	12,753	12,857	9,307
介護老人保健施設	11,061	10,210	10,242	10,459	7,380
介護療養型医療施設	12,699	11,642	11,972	11,497	7,672
合計	37,186	34,278	34,967	34,813	24,359

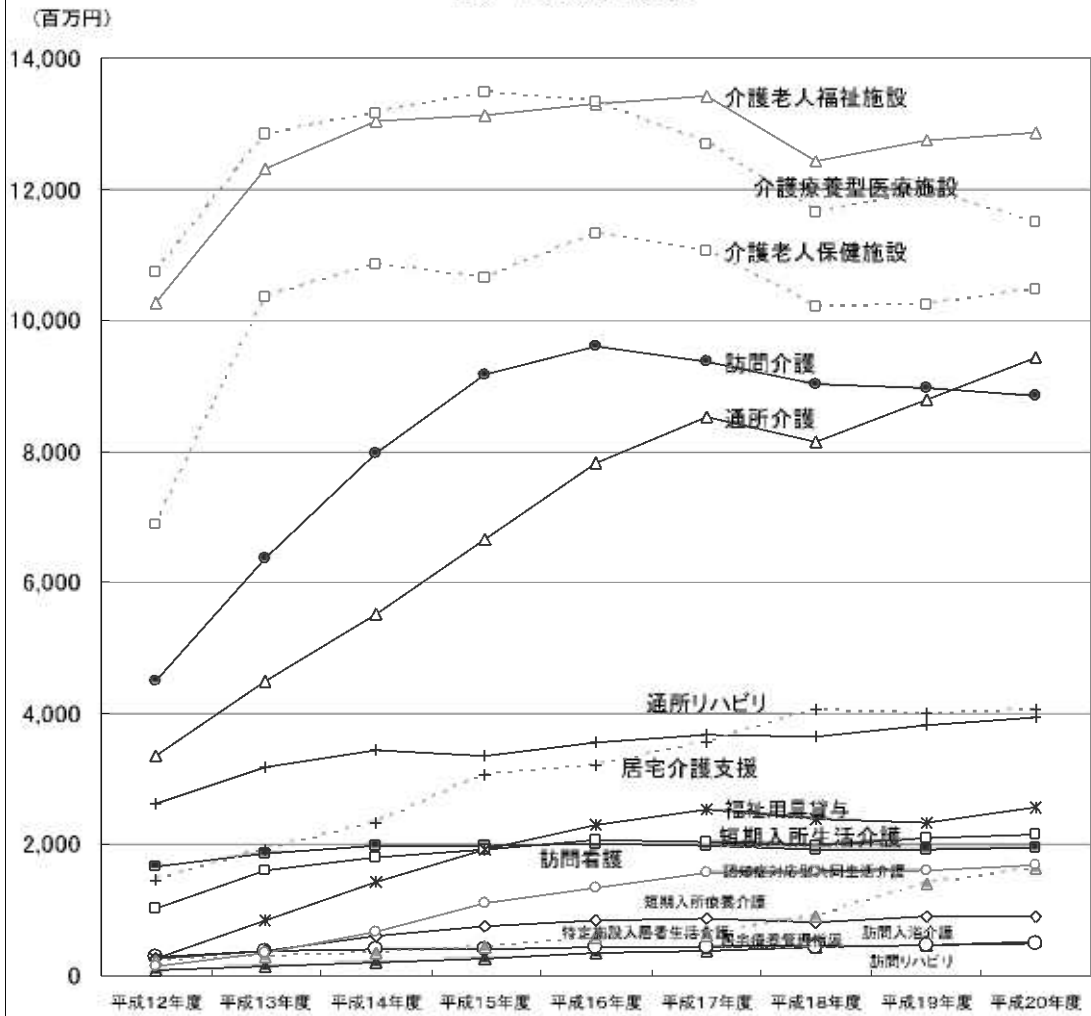
【合計】

(百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 10月末日分まで
居宅サービスと施設サービスの合計	73,417	70,724	73,453	75,270	53,906



各サービスの給付実績



4 サービス提供事業所（平成 21 年 11 月 30 日現在）

		北区		上京区		左京区		中京区		東山区		山科区	
居宅サービス	居宅介護支援／介護予防支援	24	5	27	4	32	7	25	4	19	3	24	5
	訪問介護／予防訪問介護	19	16	14	13	20	18	21	21	9	9	12	11
	訪問入浴／予防訪問入浴	2	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2	2
	訪問看護／予防訪問看護	48	47	41	41	75	75	44	43	20	20	17	17
	訪問リハビリ／予防訪問リハビリ	15	15	13	13	21	21	14	14	3	3	3	3
	居宅療養管理／予防居宅療養管理	194	192	157	157	276	275	211	210	81	81	135	133
	通所介護／予防通所介護	22	21	14	13	18	15	13	12	7	7	17	16
	通所リハビリ／予防通所リハビリ	5	5	5	4	13	13	6	6	2	1	7	5
	短期生活／予防短期生活	7	7	2	2	6	5	2	2	1	1	5	5
	短期療養／予防短期療養	6	6	1	1	11	10	3	2	1	0	5	4
	特定施設／予防特定施設	3	3	0	0	1	1	1	0	1	1	0	0
	福祉用具貸与／予防福祉用具貸与	4	4	2	2	2	1	3	3	0	0	3	3
	福祉用具販売／予防福祉用具販売	4	4	2	2	1	1	2	2	0	0	3	3
小計		353	326	278	252	476	442	346	320	141	126	233	207
地域密着型	夜間対応型訪問介護	1											
	認知症通所介護／予防認知症通所介護	5	4	1	1	2	1	2	1	1		1	1
	小規模多機能／予防小規模多機能	2	2	1	1	3	1			1		2	
	認知症共同生活介護／予防認知症共同生活介護	5	5	3	3	8	8	2	2	1	1	4	4
	地域密着型特定施設			1									
	地域密着型介護老人福祉施設	1	(20)			1	(20)						
	小計	14	11	6	5	14	10	4	3	3	1	7	5
施設サービス	介護老人福祉施設	6	(130)	3	(210)	6	(520)	2	(110)	1	(50)	5	(300)
	介護老人保健施設	2	(210)	0	(0)	7	(800)	2	(198)	0	(0)	5	(530)
	介護療養型医療施設	5	(242)	1	(60)	2	(120)	1	(23)	1	(217)	1	(660)
	小計	13	(882)	4	(300)	15	(1,400)	5	(361)	2	(267)	11	(1,490)
合 計		380	337	288	257	505	452	355	323	149	127	251	212

		下京区		南区		右京区		西京区		伏見区		計	
居宅サービス	居宅介護支援／介護予防支援	28	5	16	4	32	8	21	5	59	11	307	61
	訪問介護／予防訪問介護	17	15	11	11	25	25	16	16	41	38	205	193
	訪問入浴／予防訪問入浴	2	2	0	0	3	3	1	0	5	5	16	14
	訪問看護／予防訪問看護	35	34	30	29	43	42	29	28	74	72	456	448
	訪問リハビリ／予防訪問リハビリ	13	13	7	6	12	12	14	14	20	20	135	134
	居宅療養管理／予防居宅療養管理	156	156	96	96	211	209	152	151	282	279	1,951	1,939
	通所介護／予防通所介護	11	10	12	12	18	17	13	13	31	29	176	165
	通所リハビリ／予防通所リハビリ	9	8	1	1	9	8	7	7	17	16	81	74
	短期生活／予防短期生活	3	3	6	6	6	6	7	6	15	15	60	58
	短期療養／予防短期療養	5	4	3	3	6	6	2	2	15	15	68	53
	特定施設／予防特定施設	0	0	1	0	4	4	1	1	2	2	14	12
	福祉用具貸与／予防福祉用具貸与	3	3	4	3	10	8	4	4	8	8	43	39
	福祉用具販売／予防福祉用具販売	3	3	4	4	8	8	4	4	8	8	39	39
小計		285	256	191	175	387	356	271	251	577	518	3,541	3,229
地域密着型	夜間対応型訪問介護					1				1		3	
	認知症通所介護／予防認知症通所介護	1	1	1	1	2	2	2	2	6	5	24	19
	小規模多機能／予防小規模多機能	1		1		1		2	1	7	2	21	7
	認知症共同生活介護／予防認知症共同生活介護	3	2	2	2	4	4	5	5	8	7	45	43
	地域密着型特定施設									1		2	
	地域密着型介護老人福祉施設									2	(38)	4	(78)
	小計	5	3	4	3	8	6	9	8	25	14	99	69
施設サービス	介護老人福祉施設	2	(130)	6	(470)	7	(390)	6	(485)	13	(1,237)	57	(4,392)
	介護老人保健施設	3	(224)	1	(100)	2	(195)	2	(256)	10	(1,058)	34	(3,571)
	介護療養型医療施設	2	(141)	1	(10)	4	(302)	0	(0)	7	(1,160)	25	(2,935)
	小計	7	(495)	8	(580)	13	(887)	8	(741)	30	(3,455)	116	(8,898)
合 計		297	259	203	178	408	362	288	259	632	532	3,756	3,298

注：（ ）内は定員数。

（京都府からの情報提供に基づき作成）